

## 令和3年定例第1回市議会会議録(第2日)

令和3年3月3日午前9時30分定例第1回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	河野	一仁	9番	上津原	博
2番	森	弘子	10番	瀬口	健
3番	村上	義徳	11番	壇	康夫
4番	奥	由美子	12番	中尾	眞智子
5番	吉原	政宏	13番	中島	一博
6番	末吉	達二郎	14番	宮本	五市
7番	古賀	義教	15番	牛嶋	利三
8番	前原	武美	16番	荒巻	隆伸

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	田中裕樹	係長	宋由美子
参与	馬場洋輝	書記	大木新介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	松嶋盛人	消防本部総務課長	宮本一久
副市長	宮寄敬介	子ども子育て課長	中村栄志
教育長	待鳥博人	社会教育課長	山田利長
総務部長	西山俊英	商工観光課長	猿本邦博
保健福祉部長	松尾博	エネルギー政策課長	古田稔
環境経済部長	坂田良二	建設課長	城戸邦宏
建設都市部長	富重巧斉	子ども子育て課長補佐兼子育て世代包括支援センター担当係長	川口知子
教育部長	野田圭一郎	企画振興課企画・地方創生係地方創生担当係長	堤哲志
消防長	北嶋俊治	社会教育課社会教育係スポーツ担当係長	藤本秀治
総務課長	椛嶋晋治	商工観光課企業誘致推進室長	垣田智章
秘書広報課長	久保井千代	建設課水路係長	益田貴光
企画振興課長	木村勝幸	建設課道路係長	小川仁
財政課長	大坪康春		

7. 付議事件は、次のとおりである。

(1) 一般質問（1日目）

質 問 者			質 問 件 名
順位	議席 番号	氏 名	
1	7	古 賀 義 教	1. 消防団組織のあり方について
2	15	牛 嶋 利 三	1. 体罰と暴力の違いについて 2. 松嶋市長からの職員研修資料の検証 3. 9月議会に引き続き第三セクターみやまスマートエ ネルギー（株）の現状と今後について
3	10	瀬 口 健	1. まちづくりについて問う
4	12	中 尾 眞智子	1. 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制 の充実を図れ
5	13	中 島 一 博	1. みやま市地域新電力の疑義について

---

午前9時30分 開議

○議長（荒巻隆伸君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（荒巻隆伸君）

日程第1. 一般質問を行ってまいります。

一般質問につきましては、主題ごとに質問を行ってください。具体的事項が複数ある場合でも、具体的事項ごとに切らずにまとめて質問をしていただくようお願いをいたします。

また、会議規則第62条に基づき、市の一般事務の範囲外にわたる質問や通告をしていない質問がないように、通告に沿って質問を行ってください。

なお、会議規則第55条の規定のとおり、発言は全て簡明にされるようお願いをいたします。

なお、執行部につきましても、簡明な答弁をお願いいたしておきます。

それでは、順番に発言を許します。

まず、7番古賀義教議員、一般質問を行ってください。

**○7番（古賀義教君）（登壇）**

では、始めさせていただきます。

おはようございます。7番議員、古賀でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

今回は、消防団組織の在り方についてお尋ねします。

みやま市では、人口減少が急速に進む中、地域の安心・安全の核である消防団員の確保が困難となっており、一部の地域における消防団組織とその活動が限界に来ているのではないかと感じています。このような中、昨年7月にみやま市消防団組織再編計画が示されました。私自身も若い頃に地元山川町の消防団員として実際に活動していた経験がありますが、現状を打開するためのきっかけとして、この再編計画には大きな期待を寄せています。

この計画の実現と併せて地域住民一人一人の消防意識の向上につながることを切に願いながら、消防団の現状と課題、そして、再編計画に込められた市の思いを質問させていただきます。

また、計画の中では、基本団員に加え、新しく機能別消防団員の増設が計画されていますが、その機能別消防団員の確保や処遇、職務内容、役割など、今後どのような手順で計画を進められるのか、お伺いします。

事項1、消防団組織の現状について、事項2、消防団員の確保について、事項3、消防団組織再編計画について、以上についてお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

**○議長（荒巻隆伸君）**

松嶋市長。

**○市長（松嶋盛人君）（登壇）**

では、古賀議員さんの消防団組織の在り方についての御質問にお答えします。

まず、1点目の消防団組織の現状についてでございますが、みやま市消防団は平成の大合併を契機に、平成19年1月に旧瀬高町、山川町、高田町の3消防団により、みやま市消防団として運営を開始し、平成19年4月に旧組織による階級定数を整理し、定数718人とし、さらに、平成21年4月に分団長以上の階級定数を整理し、現行の定数712人体制となりました。

現在の消防団組織は団本部と旧町単位を基本とする21分団で構成されており、分団の地区

ごとの内訳は、瀬高方面が10分団、山川方面が5分団、高田方面が6分団2部制となっておりますが、管轄区域の人口や世帯数、地理、交通等の社会情勢の変化、産業・就業構造の変化等があり、必ずしも適正な規模や配置となっていない状況でございます。

令和2年4月1日現在で消防団員の実数は691名で、充足率は97%となっております。他自治体と比較しましても高い水準を維持していますが、人口の減少に伴い、入団する若年層の減少は避けられない現実であり、特に、山間部で過疎化、高齢化が進んでいる地域などでは消防団員の確保が難しい状況となっており、地域の消防防災力の低下が危惧されています。

また、被雇用者、いわゆるサラリーマン団員の増加や勤務形態の多様化により、災害出動に即時に対応できない団員が増えており、消防団員の活動しやすい環境整備が課題となっております。さらに、消防団格納庫や消防車両等の消防団施設につきましては、財政状況を踏まえながら、計画的な施設整備を進めていくことが課題となっております。

次に、2点目の消防団員の確保についてでございます。

団員確保のための方策としまして、今議会において条例の改正を御提案しておりますが、任用要件として市内に居住、通勤する者のほか、通学する者を追加しております。

また、現行では年齢18歳以上45歳未満である者としておりましたが、年齢の上限を撤廃しております。さらに、消防団員の種類といたしまして、全ての活動に従事する団員である基本団員のほかに、特定の活動に従事していただく機能別消防団員制度の導入を図りたいと考えております。

市といたしましても、サラリーマン団員の増加に伴い、消防団員を雇用する事業所の消防団活動への理解と協力を得ることが不可欠となっているため、消防団協力事業所表示制度のさらなる普及促進を図ってまいりたいと考えております。

また、福利厚生の一環として、消防団応援の店などの事業を推進し、消防団を応援する体制を構築することで、消防団員の加入促進、さらには地域の活性化につなげ、地域防災力の向上を目指していきたいと存じます。

次に、3点目の消防団組織再編計画についてでございますが、まず、機能別消防団員の確保につきましては、消防団員OB等を対象に、消防団各方面ごとに入団勧誘を実施し、市広報紙への募集掲載や、消防団協力事業所をはじめとする市内事業所への協力もお願いしていかなければならないと考えております。

次に、処遇についてですが、消防団員には階級ごとに定められた年額報酬と、訓練等の職

務に出勤した際に支給される費用弁償がございます。機能別団員の階級については、団員としての位置づけを考えております。また、基本団員と違い、特定の活動や役割にのみ参加することから、年額報酬は基本団員より低く設定しております。その他、費用弁償、公務災害補償、退職報償金等については基本団員と同様と考えております。

機能別消防団員の職務内容、役割につきましては、基本団員のように全ての災害や訓練等に参加するのではなく、要員確保が難しい日中の災害対応のほか、平常時における防火意識の啓発、応急手当の啓発など、特定の活動や役割のみに参加していただくことを想定しております。

再編計画を実行するための手順や具体的な方法についてでございますが、組織につきましては、瀬高方面の6個分団である下庄第1分団と下庄第2分団、南第1分団と南第2分団、水上第1分団と水上第2分団をそれぞれ統合し、下庄分団、南分団、水上分団の3個分団に、また、高田方面については2部制の廃止、そして、山川方面については今後10年をめぐりに段階的に統合を進めていく予定でございます。

施設や車両の整備につきましては、消防団格納庫建て替え、消防団車両更新時に併せて進めていく予定でございます。

議員御承知のとおり、消防団は地域に密着した組織でありますので、特に分団格納庫の位置の見直しに当たっては、該当する管轄区域の区長様方への説明会の実施など、地域コミュニティとの調整を図りながら、住民の合意形成を得るよう努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（荒巻隆伸君）

7番古賀義教議員。

○7番（古賀義教君）

消防団組織の現状と課題については理解しました。

事項2の消防団員の確保についてでございますが、消防団を将来にわたり維持していくため、条例改正とともに、機能別消防団員の組織化を図るとありましたが、基本団員で十分な人員を確保できる分団についても機能別消防団員を進めていくということなのかどうか、お尋ねします。

○議長（荒巻隆伸君）

北嶋消防長。

○消防長（北嶋俊治君）

私のほうから御回答させていただきたいと思います。

機能別消防団員制度でございますが、基本団員を確保する基本的な制度を維持した上での補完的な制度となります。よりまして、基本団員で定数を確保できるのであれば、機能別消防団員をさらに確保する必要はございません。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

7番古賀義教議員。

○7番（古賀義教君）

では、地域の各分団の実情に応じて機能別消防団員の確保に向けた対応は変わるということでしょうか。

○議長（荒巻隆伸君）

北嶋消防長。

○消防長（北嶋俊治君）

そのとおりでございます。それぞれの分団によりまして、対応は変わってくるかと考えております。

○議長（荒巻隆伸君）

7番古賀義教議員。

○7番（古賀義教君）

では、次に参ります。

消防団員の確保については、現在、精力的に行っておられる消防団協力事業所表示制度や消防団応援の店など、普及促進事業をさらに進めていくことが重要であると考えます。あわせて、自分の地域は自分たちで守るという地元愛、そして、使命感の下、処遇や活動についても常に前向きに見直していく必要があると思います。今後も鋭意検討をお願いします。

事項3に参ります。

消防団組織再編計画について。

条例改正に伴い、機能別消防団員については本年4月1日から施行するとありますが、各分団への周知徹底は大丈夫でしょうか。また、その確保の見通しについてお伺いいたします。

○議長（荒巻隆伸君）

北嶋消防長。

○消防長（北嶋俊治君）

まず、第1点目の4月1日施行となり、各分団への周知徹底はできるのかという御質問にお答えさせていただきます。

今回、消防団組織再編計画の策定に当たりましては、実際に活動していただきます消防団員さんの意見を取り入れるため、正副団長会議、消防団本部会議、各方面ごとの会議を経まして、取りまとめの上、策定いたしております。したがって、機能別消防団員制度の概要等につきましては、消防団組織再編計画の策定に当たり、消防団会議等において周知を図っております。また、今月19日でございますが、消防団会議を予定しておりますので、その際に説明会を実施いたしまして、周知徹底を図りたいと考えているところでございます。

また、次の2点目、機能別消防団員の確保の見通しについてでございますが、機能別消防団員制度が導入されますと、消防団員で引き続き機能別消防団員として活動いただける場合と、消防団員OBの方々が機能別消防団員として再入団する場合がございます。4月1日施行となりますが、消防団への加入は必ずしも4月1日に入団していただく必要はございません。基本団員を含めまして、年間を通じて募集、勧誘を図り、消防団員の確保に努めてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

7番古賀義教議員。

○7番（古賀義教君）

よく分かりました。

機能別団員の確保は各分団が行うということですが、現役の団員が該当者となる消防団OB等への相談に行きやすくなるような対策、支援の方策はさっきちらっと見せていただきましたが、その説明をお願いします。

○議長（荒巻隆伸君）

北嶋消防長。

○消防長（北嶋俊治君）

市長の答弁にもございましたように、市民の皆様に対しましては、市広報紙への募集掲載をいたしまして、御理解と御協力をお願いしたいと考えております。さらに、消防団協力事業所をはじめ、市内事業所への協力をお願いもしていかなければならないと考えているとこ

ろでございます。

また、消防団OBの方々で組織されておりますみやま市消友会もございますので、そちらの方々に協力をお願いをしてみたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長（荒巻隆伸君）**

7番古賀義教議員。

**○7番（古賀義教君）**

分かりました。

再編計画は地域の皆さんと共に進めるという意識を持っていただけるようですので、よろしく申し上げます。

次に、機能別団員の中には経験が浅い方や体力的に厳しい方もあると思われませんが、筒先などの危険を伴う作業ではなく、交通整理、団員の補助など、後方支援といった考え方でよかったですか。さっきの文章を要約いたしますと、それでいいのかなと。大丈夫でしょうか。

**○議長（荒巻隆伸君）**

北嶋消防長。

**○消防長（北嶋俊治君）**

古賀議員さんが御指摘のとおり、火災現場における消火作業のほか、危険等を伴う作業ではなく、交通整理、団員の補助などの後方支援活動などを含め、検討しているところでございます。また、機能別消防団員に入団していただく際には、どのような活動に参加をしていただけるのかなどの希望を聞くなどして取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長（荒巻隆伸君）**

7番古賀義教議員。

**○7番（古賀義教君）**

よくできていますよ。

冒頭に申し上げましたが、現状として、消防団組織とその活動が限界に来ていると感じます。今後、地域の各分団が基本団員や機能別分団の確保を行うに当たっては、常に横の連携を取りながら、足並みをそろえて進めていかなければならないと思います。消防署や消防団

本部から分団に対する十分な支援を今後もしっかりと押し進めていただきたい。

最後に、地域の防災や安心・安全のまちづくりには、消防団の存在は必要不可欠です。再編計画を進めるに当たっては、消防団組織を含めた地域住民の防災意識の向上を図りながら、現役の消防団員や行政区長をはじめとした市民一人一人の声を大事にさせていただくことを切にお願いして、私の質問を終わります。

**○議長（荒巻隆伸君）**

執行部の入れ替わりがありますので、暫時休憩をいたします。再開は、短くて申し訳ございません。10時から再開したいと思います。

午前 9 時 53 分 休憩

午前 10 時 01 分 再開

**○議長（荒巻隆伸君）**

それでは、休憩を閉じて一般質問を再開してまいります。

続いて、15番牛嶋利三議員、一般質問を行ってください。

**○15番（牛嶋利三君）（登壇）**

改めまして、皆さんおはようございます。15番牛嶋でございます。通告に従いまして、今回もまた3件の質問ということで通告させていただいております。なかなか時間が足りませんので、簡明に御答弁いただきたいと思っております。

まず、1番目の体罰と暴力の違いについてというようなことで、これは去年の9月議会でも一般質問を行ってございましたけれども、市長からの納得できるような答弁がいただけておりませんので、再度お尋ねいたします。9月議会での一般質問で、市長の曖昧な答弁で聞きたいことが先ほど言いましたように聞けずに、ごまかされた気がしております。再度質問するので、しっかり答弁をしていただきたいと思っております。

9月議会での私からの質問、法務局に召喚され、行政処分を受けられたのですか。これにも曖昧にしか答えを受けていないというような気がしております。簡単明瞭な答弁をいただきますようお願いいたします。

いつどこで、どんな体罰を何年生にしたのか。生徒が何をしたら松嶋先生は処分をされるような激しい暴力をされたのか。みやま市の教育において体罰を根絶させるためにも、正直に答弁をいただきたいと思っております。また、体罰された生徒は先生の教育でよい方向に変わられたのか。そこも含めてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

牛嶋議員さんの体罰と暴力の違いについての御質問にお答えいたします。

9月議会での御質問についてでございますが、私が中学校の教員となった当時を振り返りますと、学校現場は非常に荒れていました。廊下を自転車で走る。窓ガラスが割られる。生徒が教員に挑んで、教員自身が我が身を守るといった必要があるといった、現在では考えられないような状況に学校現場が置かれておりました。

当時、私は生徒と真正面から向き合い、指導方法について悩み、厳しい指導に至り、その中で注意を受けたこともありました。このような指導が最善の方法であったとは決して思っておりませんし、当時を振り返り、今も反省することがございます。

私は生徒の指導に当たっては、教職員が児童・生徒一人一人の心に寄り添い、理解し、信頼関係を築くことが重要であると考えております。私は体罰はいかなる場合でも許されないと考えております。私が指導した生徒に対し、思いが伝わっていないとすれば、心から申し訳ないと深く反省をいたしております。

○議長（荒巻隆伸君）

15番牛嶋利三議員。

○15番（牛嶋利三君）

今回もまた大変残念ですが、市長からの答弁は前回と全く変わっていない、このように感じております。

あと2件通告をしておりますので、大変市長からすれば昔のことであって、何回も何回もなぜこのような質問をするかというような思いでいっぱいだと思っております。当時の松嶋先生の意を酌んで、このことは質問しませんけれども、当時、体罰を受けた子供さん、実際どのような思いでおられるのか。私も相当相談を受けております。何回も言ったように、私も当時は随分先生からたたかれもしました。しかし、それは愛情ですよ。愛情があつてたたかれたと私は思っております。だから、今、こうして市民の代表として議員もさせていただく、このように成長させていただいたと思っております。

2問目をお願いします。

○議長（荒巻隆伸君）

15番牛嶋利三議員。

○15番（牛嶋利三君）（登壇）

2問目ですが、松嶋市長からの職員研修資料の検証についてというようなことでお尋ねをいたします。

職員研修資料で松嶋市長が優生思想をずっと持っておられたということで、中島議員の指摘で判明したところでございますが、このことは全国から非難されたことはまだまだ記憶に新しいことであります。市長は人権政策を最優先で行うと謝罪会見で述べられましたけれども、この1年間で何ら取組があっていないというふうに思っております。このことをただすためにも、いま一度お尋ねいたします。

「礼儀、作法」講座（資料1）ということで、皆さんの中には、机の上に中島議員から今朝、配付いただいていたと思います。そのことです。

4ページに「ブスの25箇条」と市長は書いてあります。この「ブス」の表現が職員研修会で使用されたと聞いております。女性蔑視、最悪の侮辱が女性職員もいる研修会で話されていたということです。

広辞苑では「ぶす『醜女』容貌の醜い女」とあります。また、市長が編集した「ブスの25箇条」にも以下の記述があります。「日本では、『ブス（醜女）』と言えば、容貌の悪い女性のことを言うようです。附子というのはトリカブトから採取される毒薬を附子と言っていました。この毒を服用すると、無表情など醜く容貌が悪い表情になるということから無愛想な、また容貌の悪い（女・男？）のことを『ブス』と言うようになったと言われております。」。こんな記述がある資料が研修会で配付される。何のために女性蔑視の表現を使う必要があったのか。このことを再度、中島議員に続きましてお尋ねしたいと思っております。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

続きまして、職員研修資料の検証についての御質問にお答えいたします。

私が平成30年8月に職員研修で使用した「礼儀、作法」講座の資料は、ある冊子に掲載されていた記事を参考に作成いたしました。その記事には、「張り紙には25の戒めが書いてあり、この戒めは、何も女性だけを対象としたものではなく、人間としてのあるべき姿を逆説的に示したのではないかと思います。そして延いてはそれが人から愛され、運を呼び込む

ための資質と言えるのではないのでしょうか。」との記載がありました。当時、私はこのような心構えを持つことが市民サービス向上の参考になると考え、職員研修の資料として使用いたしました。

一方で、私が職員研修におきまして、人権上、配慮に欠けた文書を資料として使用し、市民の皆様にも多大なる御迷惑をおかけし、また多くの皆様を深く傷つけてしまった反省から、私は地域で人権教育に関わっておられる方や学識経験者の方へお願いして、人権の学び直しの機会をいただきました。この学びを通し、職員研修の際に作成した資料の中に配慮に欠ける表現があったことに気づきました。

社会には様々な立場や境遇の方がおられます。こうした市民の皆様一人一人の心に寄り添いながら、温かみのある、人権の尊重を基盤とした市政運営に取り組んでまいります。御理解どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（荒巻隆伸君）**

15番牛嶋利三議員。

**○15番（牛嶋利三君）**

このことも市長は、今の答弁のように、この資料そのものの使用、このことは一番末尾に書いてあるように、市民の皆様一人一人の心に寄り添いながら、温かみのある、人権の尊重を基盤とした市政運営に取り組んでおるといようなことですが、このことそのものには特に女性蔑視とか、そういうふうなことは考えていないということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

それこそ世界中にも話題となっておりますが、森元総理ですよね、この方が女性の皆さんが寄れば非常に話の時間が長引くとかというような軽微な話であったかと思えますけれども、やはりオリパラの組織委員会会長辞職というようなところまで追い込まれてあります。ですから、やっぱり今後にも及んでも市長がこのような考えでおられるということは、市の職員さん、女性職員さんのみならず、市民の皆さん、ひいては近隣の会われる皆さんですよね、そうした方あたりにも非常に見る目というのかな、それぞれの女性の人の考えが、市長を見る目が変わられるんじゃないかなというふうに思います。

このことについては、昨日、市長は施政演説の中で、ここに私、切り抜いてきておりますけれども、人権問題の解決に当たりましては、人権意識を高め、お互いの多様性を認め合うことがとても大切であるというふうなことが書いてあります。男女共同参画社会の実現に向

けて、第2次みやま市男女共同参画基本計画に基づき、性別に関わりなく、仕事や地域活動などへさらに積極的に参画できるよう、総合的かつ計画的な施策に取り組み、全ての個人が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる社会の確立を目指して努力したいというような、昨日、施政方針演説もありました。ですから、今後もこのことについてはもっとお尋ねもしたいんですが、いずれにしても、あとの3番目の問題でいろいろお尋ねがもうございますので、これで取りやめますけれども、優生思想というようなことじゃなくして、市長としてしっかりこのことは考えながら発言していただきたい、取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いしておきます。これだけちょっとお尋ねせやんもんじゃけん、よろしく願いしておきます。

**○議長（荒巻隆伸君）**

15番牛嶋利三議員。

**○15番（牛嶋利三君）（登壇）**

3番目の質問でございます。

私はこれまで3月、6月、9月、12月、年4回の各定例会の一般質問におきまして、本市の第三セクターであるみやまスマートエネルギー株式会社に関わる全ての内容について質問をさせていただいております。このことも大変残念なことでございますが、市長からの責任を持った答弁をいただくに至っておりません。

今回もまた同じ質問を通告しておりますけれども、みやまスマートエネルギー株式会社に関わる問題には、前西原市政で私が議長を務めさせていただいた当時から、多くの議員さんからの質問や意見がっておりますが、私はSEは市民の皆さんの血税の大変大事なお金が入った会社であります。決して潰すようなことがあってはいけませんので、逆に全国に誇れる大きな会社に育てていただくことを議員諸氏の皆さんにもお願いしてきたところでございます。今もまたそのような気持ちでいっぱいではありますが、松嶋市長におかれましても、みやま市民の代表として、私と同じ気持ちであられることだと思っております。今日の私からの質問に対し、責任を持たれた公平性、透明性がある、しっかりとした答弁をいただきますようお願いをしておきたいと思っております。

そうでないと、中島議員もそうなんですが、度々やっぱり3月、6月、9月、12月、こうした議会の一般質問をさせていただく場でSEの関係をお尋ねするわけですから、非常に残念なことに、それこそ中島議員と牛嶋議員はSEを潰すようなことを考えておるんじゃない

かというような疑いを持たれたら困るから、ひとつよろしく願います。しっかりと、より全国に誇れるSEを育てまいりたい、このように思っておりますので、しっかり答弁をお願いしたいと思います。

○議長（荒巻隆伸君）

15番牛嶋利三議員。

○15番（牛嶋利三君）

先ほど申しましたように、9月議会に続きまして、第三セクターみやまスマートエネルギー株式会社の現状と今後についてでございますが、みやまスマートエネルギー株式会社は令和2年7月から8月にかけて、電力需給管理システムと顧客管理システムの令和3年4月からの——今年4月ですよね——からの事業開始に向けた業者選定を行いまして、業務委託契約を締結されましたが、公平性、透明性を確保した市政運営との違いがあるというふうに思っております。

したがいまして、新電力システム導入について、1月29日、上記導入に伴う業者選考で産業建設常任委員会での質問に対して、また2月3日付で議長宛てに提出されました回答書の内容全般につきまして及び令和3年2月1日、全員協議会でのみやまSE株式会社社長、横尾健一氏の資料での市長報告内容について、これ全般でお尋ねするものでございます。よろしく願います。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

続きまして、第三セクターみやまスマートエネルギー株式会社の現状と今後についての御質問にお答えします。

新電力システム導入についてでございますが、みやまスマートエネルギー株式会社が現在使用している電力需給管理システム及び顧客管理システムの委託契約が本年3月をもって満了することに伴い、4月から使用する新たなシステムの選定を行う必要がございました。そのため、みやまスマートエネルギー株式会社において需給管理を内製化し、固定費の削減及び業務の効率化に資するシステムを選定することを目的とした提案募集方式による選定が実施されました。募集の結果、延べ9社から提案があり、2次審査を経て最終事業者が決定されております。その後、契約に当たり、同社で与信調査を実施したところ、需給管理システ

ムに関する選定事業者の社外取締役の中に、みやまスマートエネルギー株式会社のシステム選定等アドバイザーが就任していることが判明したものであります。

この時点ではアドバイザーが選定そのものには関わっていなかったことから、みやまスマートエネルギー株式会社において法的問題はないと判断し、業務を進めたものと報告を受けております。しかしながら、本件に関し、昨年12月に開催された産業建設常任委員会において、入札談合等関与行為防止法等への抵触、その他の選定過程に係る透明性に関する指摘をいただきました。

そこで、みやまスマートエネルギー株式会社へ法律上及び社内規程上の問題がなかったか、調査をお願いし、調査の結果、みやまスマートエネルギー株式会社からは当該アドバイザーとは秘密保持契約を交わしていること、今回の募集に関して機密が漏えいした事実や損害が生じたという報告があっていないこと、あくまで技術的助言を行ったのみで、提案募集方式に関する内容の作成、精査は社員が行っており、内容の最終決定に関与していないことなどから、同社の顧問弁護士とも確認の上、法的に問題はなかったと報告を受けております。

本件に関しましては、選定過程に配慮が足りなかったことから疑念を抱かせたことにつきまして、大変申し訳なく思っており、その旨を2月1日の全員協議会の場で御報告申し上げ、文書で議長宛てに市長とみやまスマートエネルギー株式会社社長の責任について回答いたしました次第でございます。

市の第三セクターとして、今後このような指摘を受けることがないように、みやまスマートエネルギー株式会社と連携して事業運営に努めてまいります所存です。

○議長（荒巻隆伸君）

15番牛嶋利三議員。

○15番（牛嶋利三君）

これは市長、再度ちょっとお尋ねしておきますが、法律上、顧問弁護士さん等々の専門家がいられて問題なかったというような回答をいただいたために何ら問題ないと、ここでもおっしゃってありますが、本当に何も問題ないということで断言できますか。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

会社の中でも取締役会と併せて顧問弁護士と相談した上で問題ないというふうに結論を出

しておりますので、私も問題はないと受け取っております。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

15番牛嶋利三議員。

○15番（牛嶋利三君）

確かに弁護士さんからそういう報告を受けられて、問題ないというようなことでの話を再度私がお尋ねしよるわけですね。この件については、利益相反調査委員会ということで調査委員会を設置されて、そしてここで選任された方ですね。名前をちょっとイニシャルのみで申し上げますが、H氏ということでお尋ねしたいと思います。

今回もまた、当然今、答弁書にもありますけれども、新電力のシステム導入ということで、アドバイザーに就任されたということですね。これまた公募もせずに、市長のお友達でもあられるFさんとお呼びしましょうかね、公認会計士として採用されておりますが、このことも疑念を抱かれることだと私たちは考えておりますが、市長はどうですか。疑念を抱かれることだと考えられんやったわけですかね。弁護士さんも2名、中島議員が指摘されよったけど、この弁護士さんも御夫婦。夫婦が駄目だということはないけれども、そういったところをちょっとお尋ねします。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

調査委員会の委員に関しましては、弁護士さんにつきましては会社法に詳しい方ということでございましたので、選定をさせていただいたわけでございます。また、公認会計士につきましては、確かに私の友人ではございますけれども、非常に優秀な人物でございまして、全国的にも有名な事件等も扱い、公正・公平な人物であると信じておりますし、またその人物が自分だけではどうかということで、もう一人、公認会計士、税理士を紹介してもらい、そしてその方を中心に調査していただいたわけでございます。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

15番牛嶋利三議員。

○15番（牛嶋利三君）

特にアドバイザーの関係あたりは、Hさんのことは触れられんやっただけでも、このことは委員会の中で上津原議員のほうからもお尋ねというか、余談的なお話があったじゃないですか。全国、その人じゃなければそうした適任者がおられませんかというような話を上津原議員のほうからもされたけど、今回も全く一緒ですが、アドバイザーとしてH氏以外にはおられんやっただですか。これも後に調査委員のメンバーでもあったということが判明したというような話ですけどもですね。ほかにH氏以外にやっぱりおられんやっただですかね。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

同氏を市の地域新電力調査委員会の委員に選任した経緯と併せてそのことについて答弁させていただきますが、当時、委員会の委員を選任するに当たり、電力事業に精通した方が必要ということでございました。エネルギー政策課でいろんな情報を収集する中で、経歴や実績によって選任し、受託いただいたものでもございます。また、電力事業に精通した方というのは非常になかなか少なくおられないような状況でもございましたので、会社のほうとしてこの方を選任したというふうに伺っておるわけでございます。数が多いというふうには聞いておりませんので、なかなかその専門家の方というのは会社のほうとしても見つけ切れなかったのではないかと私は思っております。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

15番牛嶋利三議員。

○15番（牛嶋利三君）

これは市長、法律に触れなかったというようなお話、答弁も含めて、いつもされていますが、なぜなのか、どうしてなのか、その背景に何かあつとやないかというような疑念がいっぱい持たれているわけですよ。しかし、法律に抵触しとらんというようなことであれば、引き続きH氏をアドバイザーとして入れて、そしてまた、今回辞められたというようなことですが、別段そういったふうな疑念も何もなかったらそのままいくというようなことであつたとですかね。会社として、市長は。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

**○市長（松嶋盛人君）**

みやまスマートエネルギー株式会社のその方の辞任についてでございますが、電力アドバイザーは昨年7月末からみやまスマートエネルギー株式会社のアドバイザーとして業務委託契約を結んでおりました。みやまスマートエネルギー株式会社が12月21日にアドバイザーと面会をし、そのときにアドバイザーから、今回の事業者選定に際し、選定事業者の取締役の地位にあったことにより事業者選考過程の適正等について疑問を生じさせ、みやまスマートエネルギー株式会社の公的企業としての信頼に影響を及ぼしたことに鑑み、12月末での辞任とこれまでの支払い済みの報酬等についての返還を申し出されておるわけでございます。

**○議長（荒巻隆伸君）**

15番牛嶋利三議員。

**○15番（牛嶋利三君）**

この関係については、また中島議員さんのほうも同じような質問ということでの通告があっているから、そこいら辺の話は詳しくまた質問があるかと思しますので、ちょっと触れませんが、このような質問、委員会も含めていろいろお尋ねしよるものですが、あえてお話しさせていただいておきます。もちろん虚偽とか隠蔽とか、そういったことはない答弁をいただいているというふうに思いおりますけれども、こうした議会での本会議の平場でお尋ねしよるわけですから、いつも市長は公平性、透明性というようなお話をされておりますね。しかし、この関係あたりでも決して透明性とか公平性、これは見られんわけですよ、いつも言いよるけどですね。ですから、ともかく多岐にわたる質問をしますので、分かりやすく、私も読んでお尋ねをしますので、端的に隠さず答弁をいただきたいと思っております。

黒塗り資料ですよ。黒塗り資料、全部隠してある、マスキングしてある部分ですね。こういったふうな資料、それから検討時の議事録等々の請求もされたと思っておりますが、それもないわけですね。H氏をアドバイザーとして入れられましたけれども、この当時、先ほどからも言いますように、このH氏はカーネル・ソフトの役員さんであられたわけですね。そして、先ほど市長おっしゃるように、任期途中で辞任するというようなことになられたわけですが、何で辞任されたわけですか。何も問題なかったら、ここのところをちょっとお尋ねいたします。

**○議長（荒巻隆伸君）**

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

私はなぜということについては、本人とは調査委員会から後では一度もお会いしたこともないし、連絡を取ったこともないし、取るどころさえも知らないという状況です。その中で、会社のほうで先ほども申しあげましたように、12月21日にアドバイザーと面会して、今回の事業者選定に、その選定事業者の取締役の地位にあったことで事業者選考過程の適正等について疑問を生じさせたということで、自ら12月末で辞任ということで申し出されておられるということは伺っておるわけでございますので、私が知り得る限りはそれ以上、以下でもございません。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

15番牛嶋利三議員。

○15番（牛嶋利三君）

市長、先ほども私言ったけど、公平性、透明性と言われるけれども、私はこういうところを指しよるわけですよ。公正性とか透明性は全く見えてこんじゃないですか。ずっとH氏が、先ほども言いましたけれども、カーネル・ソフト社の役員ですよ。役員でありながら、それは百歩譲って分からんやっただいようなことを信じてもいいけれども、何ら法律的な抵触するような問題はなかったというようにことであれば、H氏がアドバイザーとしての契約を解除、一方的にどちらが、H氏がされたのか、SEが辞めさせたのか、どちらか分からんけれども、そういったふうな必要性はないわけです。辞められるから、なおさら疑惑、疑念というのが発生するとやないですか。何もなかったら堂々としていいはずですよ。SE社を拡大させる、そうした人材確保ということで入れられたとでしょう。違うですか。どうですか。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

確かに電力の専門家としてアドバイスをいただくという部分では、みやまスマートエネルギー株式会社には専門家、そういう事業には精通した人物がおらないということをお願いをしたというふうに聞いておりますし、そしてなかなかそういう人物がおられないと。その中で選定したということですが、本件に関しまして、先ほども答弁を申しあげましたとおり、

選定過程において配慮が足りなかった、疑念を抱かせたことにつきましては本当に申し訳なく思っております。

○議長（荒巻隆伸君）

15番牛嶋利三議員。

○15番（牛嶋利三君）

私は委員会の中でも市長にお尋ねしたというか、ちょっと口うるさく申し上げたことがあるんですよ。まず、調査委員会を立ち上げたのは、このことについてはいろいろ議員諸氏から意見もあって、指摘も受けた。そのことに対する不透明さを払拭させるための委員会設置だというふうにおっしゃってあったわけです。私に言わせると、その当時あたりからH氏とは市長は深い——深い関係と言ったらちょっと語弊が残りますけれども、いろいろあったんじゃないかと。そして、前社長を含めた、大阪組というような私言い方をさせてもらいました。こうしたいと思いますが、こうした方を排除する。一方では、H氏をまずアドバイザーとしてという以前の委員会、設置された調査委員会のメンバーとして入れられているけど、その当時から後々には、調査委員会が終わったら今のSEにアドバイザーとして入れる。そして、カーネル・ソフト社を落札できるような、そうした思惑といいますか、そうしたあれが背景にあったんじゃないかと私はお尋ねしよったじゃないですか。それは全くなかったとですかね。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

全くございません。

○議長（荒巻隆伸君）

15番牛嶋利三議員。

○15番（牛嶋利三君）

このこともちょっと触れておきますけれども、豊前市の市長さんに、まずみやまパワーホールディングス株式会社の関係ですよ。調査委員会での報告があって、結果的に残念ながらああいう結果が出ておりますけれどもですね。そうしたことを含めて、豊前市の市長さんに、やっぱり豊前市そのものがこうした地産地消の電力の会社を立ち上げるというような思惑があったらしいんですが、あんまりみやまパワーホールディングス株式会社とはお付き

合いせんがいいですよというような、どこまでみやまパワーホールディングス株式会社さんが進んでおったか分からんけれども、そうした相談そのものを妨害するような話をされたというようなことを聞いておるので、そういったことはなかったですか。議長さんも非常にそのことについては、実際そうであれば、一うわさじゃなくて、みやまの市長から聞いたというようなことで随分心配されておったという経緯を聞きます。どうですか。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

電力事業についての質問、ちょっとだけありました。ですが、電力事業に関してはしっかり考えて取り組まれたほうがいいですよということぐらいしかお話ししておりません。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

15番牛嶋利三議員。

○15番（牛嶋利三君）

極端に付き合わないほうがいいですよとか、取引しないほうがいいですよとかというような話はなかったと仮定しても、非常に豊前市の市長さん、あるいは議長さんが、その松嶋市長の一言で随分そのことについては、今後、みやまパワーホールディングス株式会社さんとどうするのか、熟慮されたというふうなことを聞いております。全く妨害に当たるような発言はされとらんですかね。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

はい、そのように思っております。

○議長（荒巻隆伸君）

15番牛嶋利三議員。

○15番（牛嶋利三君）

秘密保持契約というようなことを言われて、提案業者からのシステムの仕様、いろんな資料を提供したけれども、この秘密保持契約、このことに対して駄目だと部長等も言われておられておりますが、秘密保持契約という意味そのものは、A、B、C、D、E、5社、最終

的に残られているけれども、それぞれの会社の仕様や機能、そして技術等も含めて、性能とか、特許等とか、そうしたことを機密事項というようなことじゃなかったとですか。そのことを漏らしちゃ駄目ですよというような秘密保持契約やなかったとでしょうかね。どげんですか。そこの秘密保持契約という部分ば聞かせてください。何が秘密保持になるのか。（発言する者あり）

○議長（荒巻隆伸君）

時計を止めてもらっていいですかね。（「ずっと止めとってください」と呼ぶ者あり）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

秘密情報の保持契約ということで、情報の開示の第2条、契約書の中に、甲及び乙は、開示情報のうち自己の秘密情報を開示する場合は次条の定めに従って秘密情報である旨を指定するものとし、情報を受領した当事者は、これを相手方の秘密情報（以下「秘密情報という」）として本契約の定めに従って取り扱うものとしますと。開示を受ける前に公知であった情報。開示を受けた後に情報受領の責によらず公知となった情報。開示を受ける前に既に保有していた情報。開示を受けた後に、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を課せられることなく開示を受けた情報。開示された情報とは関係なく、独自に開発した情報。

（127ページで訂正）

第7条で第三者への開示禁止ということで、甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、相手方の秘密情報を第三者に開示、もしくは漏えいしてはならないものとしますということで秘密保持契約を結んでおりますので。以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

15番牛嶋利三議員。

○15番（牛嶋利三君）

今、市長のほうからるる、各7条ですか、等々の何項のどうどうというようなお話がっておりますが、私自身もそれそのものを深く理解するには相当時間もかかるし、分らないですよ。市長も分らないでしょう。分らないでしょうが、実際言って。実際、これはいろんな契約をされているけれども、契約違反だらけじゃないですか。そういったことを、いろいろな情報を漏らしちゃいかんとかというけれども、情報はいっぱい漏れよるですよ。例えば、部長にちょっとこれは尋ねるけど、いいですかね。

第三者の位置づけにある議会議員に対して、みやまパワーホールディングス株式会社の了解も得ず、提案業者名を公表されました。これは私が聞いたけんと思うですよ。例えば、評価表内にある1社。みやま市の知名度アップ、あるいは雇用の促進も含めてですが、相当数、みやま市のためには貢献をされております。だから、それはPHDですよ。検討対象となっていますか、5社に入っていますかというようなことで、1月29日ですか、私、委員会の中で尋ねたやないですか。それは入っていると思いますやったけん、思いますじゃないと。再度確認します、入っていますかと。そしたら、牛島副社長と横尾社長も見えとったですよ。だから、確認を取りますということで時間を下さいというようなことやったけど、実際的に入っていますという確認を取れたわけですね。それで、私が名前を言うたけんそのように言われたかもしれんけれども、部長はみやまパワーホールディングス株式会社という名前をしっかりと出されたですよ。そしたら、そのことも秘密保持契約の中に違反すつとやないですか。どげんですか。ちょっとこれは部長に聞きます。

**○議長（荒巻隆伸君）**

坂田環境経済部長。

**○環境経済部長（坂田良二君）**

今、議員御指摘の話は、1月29日の産業建設常任委員会で議員御指摘のとおりマスキングした5社の資料を見られて、この中に今御指摘の会社があるかということで言わせていただきました。私はその時点で、その会社の秘密保持契約の秘密保持に該当すれば、議員おっしゃるとおり、不適切な私の発言だったというふうに反省いたします。その時点でその名称が、5社のうちの1社が御指摘の名前があったということをお示しすることが秘密保持契約に反するというを理解しておりませんで、大変申し訳ございません。御指摘のとおりでございます。申し訳ございません。

**○議長（荒巻隆伸君）**

15番牛嶋利三議員。

**○15番（牛嶋利三君）**

時間も迫っておりますので、いっぱいちょっと尋ねることはあれしとったけど、なかなか思うように展開せんで、ちょっと歯がゆい思いをしておりますけれども、再度ちょっとお尋ねします。隠蔽、偽証にならんようお願いしておきますよ。

市長は選定そのものは社員で行い、H氏は一切関わっておられなかったというようなこと、

今日もその答弁をされておりますが、本当に携わっておられなかったのか、ちょっと再度お尋ねをしておきます。それが1点。

それと、みやまパワーホールディングス株式会社が入ったか、入っとらんか。この2点確認をします。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

電力アドバイザーに関しては、調査委員会的时候、面談を1回して、委員への委嘱状を渡した以外はお会いもしていませんし、連絡先も一切知りませんので、そこはきちんと申し上げたいと思っております。（「それとみやまパワーホールディングス株式会社が入ったか」と呼ぶ者あり）何にですか。（「この入札にですよ。最終的に5社残られとるじゃないですか。カーネル・ソフトさんが落札されたのを黒塗りでばーっとされとるですよね」と呼ぶ者あり）

先ほどの秘密保持契約等がありますので、この場での発言は控えさせていただきます。

○議長（荒巻隆伸君）

15番牛嶋利三議員。

○15番（牛嶋利三君）

この場では控えたいというのは、委員会の中では言われたじゃないですか。部長も言われとっですよ。（発言する者あり）だから、おかしいと言うとですたい。公正性、透明性と言いながら、何もできとらんじゃないですか。

時間もないけんばってん、全くおかしいですよ。秘密保持契約があるので、駄目だと言われとるけど、さっきも言うごと、産建委では資料請求そのものにも応じられんとか、黒塗りの資料をまさに出されとっじゃないですか。少しずつ出す。おかしなことが多過ぎやせんですか。この黒塗りの選考結果でも非常に私はおかしいと思っております。納得できんですよ。

再度確認で、みやまパワーホールディングス株式会社が入るとるか、入っとらんかというようなことは、今は駄目だとおっしゃる。委員会では出されとっです、部長も。みやまパワーホールディングス株式会社、これは分かっとつとやけんですね、みやまパワーホールディングス株式会社が入るとるということはですね。この見積書とか請求してくれんのですか。市長がでけんとかということなら私が請求しますよ。そして、これは時間がないけん、ここ

でははっきりされんけど、これは私が司法を通じてやります。私ははっきり言っとうそを言われよるち思っと思って、全部これは作り替えてあつとやないですか。黒塗りのマスキングされているやつ。私はそげん思うとるですよ。これは隠蔽するための偽装と思うとるですよ。そげん捉えとってくださいね。

それから、もう時間もないので、私からのこれは私案ですが、ちょっとお話をさせてもらわないかんと思っております。ちょっとおかし過ぎるですよ。中島議員、後は頼んどくですよ。

私は今まで市長に何回も言ってきておりますが、今後のみやまスマートエネルギー株式会社の課題として、私の私案です。

市民協働参画による事業経営の時代であります。現状のままでは、はっきり言ってみやまスマートエネルギー株式会社は経営不振に陥るばかりだと思っております。その理由としては、事業立ち上げ時とは全く異なりまして、資料、あれも施政方針にも入ってございましたが、国のエネルギー政策を含めて、市場環境が大きく変化をしております。今後は市が運営するのではなくて、いつも言ってきておりますが、みやまエネルギー開発機構と同じように、市民や市内企業から資本を調達する市民ファンドによる企業として運営されたほうがいい時代が来るというふうに思っております。もしくは市が運営する営利企業としてではなく、NPO法人として運営する事業であります。市が運営する時代ではなく、増資までして直営企業にした市長の考えが理解できません。これからは環境と経済の同時実現が必要な時代だと思っております。

これまでは国の政策に関わる優遇措置によって非対称競争条件もありますが、もう既に九電とも競争ができておりますけれども、来年からは九電とも条件がイコールになりますので、つまりは今の状況では九電に勝てる環境には実際的にないというふうに思っております。そうであれば、従来の電力ビジネスだけの戦略から脱却しなければならない、電力プラスアルファの戦略が必要であります。失礼ながら、市が運営する素人集団による事業推進は無理だと思っております。

ゼロカーボンシティの時代であります。国や自治体が進めているCO<sub>2</sub>ゼロ宣言、カーボンニュートラル、脱炭素社会の構築など、全国の多くの自治体でゼロカーボンシティを宣言している中、エネルギー政策だけを目線に置いた政策を取っており、市長は全国自治体の動きが見えていない、市場動向の把握をしておられませんので、昨日、施政方針で述べら

れたとおり、今後は自然エネルギーとゼロカーボンシティ、CO<sub>2</sub>削減時代をにらんだ政策推進が必ず必要だと思っております。しっかり育ててやってください。この話は後で平場ではなくてしっかりやりますので、ひとつ隠し事とかなないようにやっていただくように重ねてお願いして私の質問を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

お疲れさまでした。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。11時15分に再開したいと思います。よろしくお願いいたします。

午前11時02分 休憩

午前11時17分 再開

○議長（荒巻隆伸君）

それでは、休憩を閉じて会議を再開してまいります。

冒頭に、先ほどの牛嶋議員の一般質問に対して、答弁が少し間違っておったということで訂正をしたいという申出がっておりますので、許可をいたしておりますので、発言を許します。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

先ほどの牛嶋議員さんの質問で秘密保持契約書の第2条第2項を私のほうで読んだ分で、1から5までの分は、次のいずれか1つに該当する情報は、これは除くものとするということでございますので、そういうことではなくて逆であったということで私の発言の訂正をお願いいたします。

○議長（荒巻隆伸君）

よろしいでしょうか。

それでは、続いて一般質問を行ってまいります。

10番瀬口健議員、一般質問を行ってください。

○10番（瀬口 健君）（登壇）

こんにちは。10番議員の瀬口でございます。議長の許可を得ましたので、早速ですが、まちづくりについて3件ほどお聞きをいたします。

3番手ということで、昼休みの時間にかかるかかからんか、よう分かりませんが、議長をはじめ、議運の皆さんには時間の配慮をいただきまして、本当にありがたく思っている次第

でございます。

ではまず、みやま市の浮揚がかかる企業誘致の現状と今後についてでございますが、企業を誘致するこの事業は、みやま市の浮揚をかけた、また、市民が大いに期待し、関心を寄せている人口減少対策の一大事業でございます。令和4年度に造成を完了し、企業を迎える計画でございます。次のことについて質問をいたします。

予定地の造成計画は順調にいったいるのか。ホームページでの募集に企業からの反応はあったか。あったならば、どのような企業か。その企業とは成立か不調か。不調ならば、その原因は何か。これらを踏まえて今後どのように進めていくかなど、お聞きをいたします。

次に、長島及びその周辺地域の洪水防止対策はについてでございますが、この地域は毎年のように洪水による道路冠水や農作物被害に遭われております。冠水により道路が寸断され孤立し、不安な一夜を過ごしたと申される人も多々いらっしゃいます。改善を願い、次の質問をいたします。

被害状況はどのようなものか。この状況を市はどう感じられているのか。地元からの要望はどういうものか。原因は何か。抜本的な解決方法はないのか。考えてあるならば、そのような回答をお願いしたいというふうに思います。

最後に、青少年の文化・スポーツ団体の合宿施設をについてお聞きいたします。

みやま市におきましても、学校教育、社会教育を問わず、多くの団体が文化・スポーツに励んでおられます。団体として1つの目標や夢を達成するためには、個人競技とは違った修練が必要と考えます。ゲームにおいては、お互いを助け合う言葉や励ます言葉、サインによる意思の疎通や動きなどなど、チームプレーが必要でございます。これらは通常の練習でも習得できますが、さらに奥を深めるためには、寝食を共にし、いわゆる合宿をして研究するのがより効果的だと考えます。青少年の合宿は、勝利だけが目的ではなく、チームプレーで共同生活することにより、感謝や協力心など、智・徳の習得には最高の場であろうと考えます。あわせて、マスタープランにも載っておりますが、ジュニアアスリートの発掘、育成にもつながるものと思います。このことは多くの青少年や指導者たちの要望でもあります。新築をとすることは申しませんが、ちょうど今、学校跡地の活用が検討されております。青少年の未来を切り開くために、ぜひとも実現しますよう強く要望するものでございます。市長、教育長の御所見をお伺いいたします。

以上、答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

瀬口議員さんのまちづくりについて問うとの御質問につきまして、1点目、2点目と、3点目の文化・スポーツ団体は合宿施設を望んでいる、学校跡地活用をに関する内容について私のほうからお答えいたします。

まず、1点目のみやま市の浮揚がかかる企業誘致の現状と今後についてでございますが、みやま柳川インターチェンジ北側における産業団地の造成につきましては、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律、いわゆる農村産業法による造成を計画いたしております。

造成を進めるに当たりましては、市と企業が事前に産業導入地区、規模、立地スケジュール及び雇用期待従業員数について調整を終えておくことが必要であり、その内容を盛り込んだ農村地域産業導入実施計画を策定し、県知事の同意を得る必要があります。その同意が得られますと、農振除外、農地転用許可などの手続を進めることにより、造成工事に着手することが可能となります。このことを踏まえまして、企業と事業計画の調整を図るため、市のホームページに産業団地の概要を掲載し、立地企業の募集を行っております。

また、これに併せ、不動産業者、建設事業者及び金融機関等から企業の設備投資に関する情報を収集し、これまでに食品包装資材製造業の企業や食料品製造業の企業など、複数の企業と協議を重ねてまいりましたが、合意には至っていない状況でございます。

企業との協議が不調に終わる要因の一つは、企業の経営判断、また一つは、埋蔵文化財発掘調査が必要なことなど、造成完了までの期間が長く、企業側が造成地を必要とするスケジュールに合わないことであります。このことから、事業期間の短縮を図るため、農地の一時転用の許可を得て、企業誘致活動と並行して埋蔵文化財発掘調査を進めているところでございます。

本年度におきましては、産業団地に立地可能性のある企業を把握するため、10月に第1弾の企業立地意向調査を2,000社を対象に行い、現在、第2弾の調査を実施中でございます。

第1弾の調査結果といたしましては、5社の企業から関心を寄せられましたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済の先行き不透明感の高まりを受け、企業側の設備投資意欲は減退しており、現時点において企業との協議は調っていない状況でございます。

今後は企業立地意向調査の第2弾の結果を踏まえまして、産業団地に立地可能性のある企

業を新たに把握し、企業との協議が調うよう誘致活動を進めてまいります。その調整の後、農村地域産業導入実施計画における県知事の同意、農振除外等の手続を行い、できる限り早い造成完了を目指して事業を進めてまいる所存でございます。

次に、2点目の長島及びその周辺地域の洪水防止対策はとのことでございますが、本市では昨年、令和2年7月5日から7月11日までに年間平均総雨量1,800ミリの半分となる900ミリを超える雨量を観測し、矢部川や飯江川流域において冠水被害が多数発生いたしました。この地域では集中豪雨等が発生するたびに冠水被害に見舞われており、市民生活や営農に支障を来しております。特に、排水作業が長引く地域からは、強制排水施設の増強や排水機能の改善対策等の御要望をいただいております。

議員御指摘の長島地区では、内水を排除するために排水ポンプを運転し、大根川から飯江川へ強制排水しておりますが、以前に比べて雨の降り方が変わってきており、一気に押し寄せる水量に対し、排水能力が追いつかず、河川や水路が越水し、冠水面積が拡大している状況でございます。また、放水先の飯江川は危険水位である6メートルを超える場合、堤防決壊の危険性から排水ポンプを停止する必要性が生じるため、冠水がさらに拡大する要因となっております。抜本的な対策とはなりません、排水ポンプによる放水を継続できるよう、飯江川の流下能力の向上を目的とした河川改修やしゅんせつ等の整備が必要であると認識しております。

現在、国の事業として矢部川と飯江川の合流地点で河道掘削工事が行われており、県の事業においては飯江川のしゅんせつ工事が着工いたしますので、次の出水期までには改善が図られるものと考えております。

次に、筑後川や矢部川の水害を軽減させる流域治水を計画的に推進する目的として、筑後川・矢部川流域治水協議会が昨年9月に設立されました。この協議会は、国、県及び自治体の関係者で構成されており、流域内の取組や活用できる制度について情報共有が図られております。県では、流域治水に関しまして、新たな事業やクリークの先行排水を推進していく考えを示されており、本市におきましても、本川である矢部川をはじめ、飯江川、大根川に対して、ハード面、ソフト面を一体とした事前防災対策を加速するために情報収集に努め、効果的なものにつきましては推進してまいる所存でございます。

市といたしましては、多発する冠水被害の軽減に向け、様々な対策を講じてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、3点目の青少年文化・スポーツ団体の合宿施設についての御質問のうち、文化・スポーツ団体は合宿施設を望んでいる、学校跡地活用をの部分についてでございますが、本市には合宿が可能な公共施設として農林漁業体験実習館清水山荘がございます。自然に恵まれた静かな環境で、文化団体等の合宿には適していると思います。しかし、スポーツ合宿となりますと、谷の向かい側に清水山運動広場がございますが、少し利用しにくいところもあるようでございます。そこで、スポーツ団体も利用できるような合宿施設を学校跡地に整備してほしいという御質問かと思えます。

合宿施設を整備するとなりますと、利用率を上げることを第一に考える必要がございますので、学校跡地を合宿施設として活用している先進事例も参考にしながら、今後、多角的に調査検討してまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

**○議長（荒巻隆伸君）**

待鳥教育長。

**○教育長（待鳥博人君）（登壇）**

皆様こんにちは。続きまして、3点目の青少年文化・スポーツ団体の合宿施設の御質問の市長答弁以外の部分につきまして、私のほうから御回答させていただきます。

まず、文化・スポーツに励んでいる子供たちをどう思うかについてでございますが、市内では多くの青少年が文化協会や体育協会に加盟する団体やクラブに所属したり、中学校における部活動に加入し、様々な文化・スポーツ活動に励んでおります。文化・スポーツ活動は豊かな感性を育むことや仲間を大切にする心の育成、また、ルールを守ることや規範意識の向上などにつながるものと考えております。本市の第2次総合計画の施策にも、スポーツ活動の充実、文化・芸術活動の機会や場の充実を掲げておりますし、多くの青少年が文化・スポーツ活動を通し、自己研さんに励んでいることは、教育委員会といたしましても大変意義のあることだと思っておるところでございます。

次に、合宿は健全育成に有効かについてでございます。

まず、文化・スポーツにおける合宿につきましては、各種目の技術力の向上やチームワークの構築を目的として行われているものと考えております。現在、社会教育では、市の委託事業として行っている取組といたしましては、学校、家庭、地域が連携し、小学生が地域の公民館などで共同生活を行う通学合宿がございます。本年度は新型コロナウイルス感染症の

影響により実施できませんでしたが、昨年度は9校区で行われ、参加者や保護者から大変好評をいただいております。

このように、児童が共同生活を送り、自分たちで調理をするなど、様々な体験をすることで自主性、協調性、忍耐力、そして、社会性が養われ、感謝や思いやりの心を育むとともに、豊かな人間性の形成につながり、青少年の健全育成に効果があるものと考えておるところでございます。

以上でございます。

**○議長（荒巻隆伸君）**

10番瀬口健議員。

**○10番（瀬口 健君）**

企業誘致についてでございますが、これは2年前にも一般質問をさせてもらっております。2年たった今もまだ企業が決まっていないということで、少し心配をしているところでございますが、これも想定はしておりましたので、そのほうに沿って現在の取組などをお伺いしたいと思っております。

ホームページとか、第1弾、第2弾の意向調査、これによって関心のある企業が5社ほどあったと。しかし、そういう5社とやったけれども、不調に終わったということでございますが、この第1弾、第2弾の意向調査というのがどういうものか、ちょっとお聞きいたしますが。

**○議長（荒巻隆伸君）**

坂田環境経済部長。

**○環境経済部長（坂田良二君）**

法律が変わりまして、進出する企業をあらかじめ決めておく必要がございますので、今、誘致の活動を行っております。それに向けまして、調査会社に一定の要件の下で意向調査を行ったものでございます。

まず1回目に、答弁書にもございますけれども、2,000社、内訳でございますけれども、食品製造業が500社、その他の製造業が950社、運輸・運送業が500社、大体そういった内容で第1回調査を行いまして、2,000社行っても関心を寄せていただいたのは5社だったということでございます。結果、景気の不透明さ等もございまして、なかなか思うように協議が調いませんで、現在、第2弾の調査を行っておるところでございます。食品製造業中心に

1,000社、運輸業中心に1,000社、今第1弾以外で調査を行わせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

10番瀬口健議員。

○10番（瀬口 健君）

第1弾は2,000社ですね。今おっしゃったように、食品製造業等々が入っておりますが、第2弾が今調査中であるということですが、第2弾、これは結果はいつ頃出るんですか。

○議長（荒巻隆伸君）

坂田環境経済部長。

○環境経済部長（坂田良二君）

年度内の完了を見込んでおるところでございます。3月いっぱいでございます。よろしく申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

10番瀬口健議員。

○10番（瀬口 健君）

聞き漏らしたんですが、第2弾も2,000社でよかですかね。はい。

不調の要因に文化財発掘調査が必要なことなどとなっておりますが、特別、今発掘調査がなされておるんですが、貴重なものが出てきたというわけじゃないでしょうか、どちらに聞けばよかですかね。教育委員会。

○議長（荒巻隆伸君）

山田社会教育課長。

○社会教育課長（山田利長君）

私のほうで御答弁いたします。

現在、発掘調査を進めておりますけれども、主に弥生時代を中心とした遺構は出ておりますけれども、今、議員おっしゃるような特別に貴重なというのが見つかったという報告は今のところ受けておりません。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

10番瀬口健議員。

○10番（瀬口 健君）

歴史の研究者あたりは少し残念なことかと思えますけれども、今、市に企業立地優遇制度というのがあるわけですが、5社と協議をされた中で、このみやま市の優遇制度、これへの不満というのを打ち出した企業はありますか。ないですか、どうですか。

○議長（荒巻隆伸君）

坂田環境経済部長。

○環境経済部長（坂田良二君）

意向調査の5件の会社との接触の中では、この優遇制度の御紹介までも至っていない状況でございます。関心を持っていただいたわけでございますけれども、なかなか具体的なお話には至っていないところでございます。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

10番瀬口健議員。

○10番（瀬口 健君）

いろいろ協議ということだったもので、協議の中でみやま市の優遇制度を向こうに伝えるまでは至っていないと。ということは、それは交渉でも何でもなかでしょうもん。ただ顔合わせというふうにも思えますがね。そういう話までいかんかったということで、それはもういいです。

それから、スケジュールに合わなかったというようなことですが、今の話を聞くと文化財の発掘調査等々で令和4年度に造成が完了するということで、計画では令和3年度中に文化財発掘調査を完了するというような計画だと思うんですが、それでも間に合わない。だから、今すぐにでも来たいんだけどというような理解でいいんですか。

○議長（荒巻隆伸君）

坂田環境経済部長。

○環境経済部長（坂田良二君）

答弁の内容を整理させていただきますけれども、スケジュール等で協議が不調に終わった会社と企業の意向調査の5社とはまた別でございます。まず、不動産会社とか金融業の方とか、そういった方で情報をいただいて、数社協議した経緯がございます。それが食品包装資

材業とか食品製造業の方、そういった数社と協議をまず行っております。これは令和元年度まででございますけれども、そこと協議を行うに当たって合意に至らなかった理由が、企業判断といいますか、もう一点がスケジュールのことでございました。その後に、先ほど申し上げました意向調査を行って、第1弾の調査結果で一部接触を持たせていただいたということでございます。ということで、よろしく願いいたします。

**○議長（荒巻隆伸君）**

10番瀬口健議員。

**○10番（瀬口 健君）**

頭の整理がなかなかできませんけど、いずれにしても、令和4年度造成完了までは待てないという企業があったというようなことですね。非常にもったいないような気がしますが、2回目の結果が出るのが今月中ということをおっしゃっておりますが、もちろん手を挙げる企業がございましたら、今度はぜひ逃がさんように、しっかりと頑張ってくださいたいと、このようにしか今のところ申し上げることがないんですね、今話を聞いていますと。大変難しい問題かとは思いますが、しっかりとやっていかにやいかんというふうなことでございますので、頑張ってください。

それから、ここにできるだけ早く完了を目指す最終のほうで言うてありますが、答弁のように、企業が決まらんと造成には着手できないということでございます。計画は令和4年度造成完了でございますので、もたもたできないわけでございますが、令和4年度中に造成を完了する、逆算すると企業が決まるのはいつ頃になるんですか。令和4年度造成が完了するということを踏まえるとですね。今のところ企業が全く決まっていないと、交渉もほとんど突っ込んだ協議はされないという中で、計画は令和4年度中の造成完了ですよね。それから逆算すると、企業を決めるというのはいつ頃になりますか。

**○議長（荒巻隆伸君）**

坂田環境経済部長。

**○環境経済部長（坂田良二君）**

議員御指摘のとおり、令和4年度中の造成完了を目指していたところでございます。当時のそのスケジュールを逆算いたしますと、農地の転用、それから、農村産業法等の手續、造成工事等もでございますので、少なくとも令和2年度中の進出企業の合意等が必要だったと思われま。令和4年度中の造成完了のためには早期の合意が必要でございましたけれども、

答弁で申し上げた内容で合意に至っていないところがございます。少々遅れておるところはおわび申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

10番瀬口健議員。

○10番（瀬口 健君）

令和2年度中に企業を決めたい。今日は3月3日ですね。以前、私は2年前に質問したときに、担当の方たちは仕事をしながら相手企業と交渉せにゃいかんという中で非常に酷じゃないかということで、専門官をつくったらどうかという話をしたんですが、令和2年度中だとあと1か月足らずでございまして、こういうことを何でしなかったのかと。専門官を置いたからいい結果が出るのかどうか分かりませんが、やることはやるということを考えますと、交渉する専門的な方、非常に職員の方は仕事をしながら、向こうからお呼び出しが来ればすぐ行かにゃいかんというようなことだろうと臆測をするわけですが、今からでも、市長、専門官を任命したらどうでしょうかね。今の話では令和2年度中にはできるなら企業を決めたいということなんです。いかがですか。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

瀬口議員さんがおっしゃっている分は重々理解はしますけれども、このコロナ禍の中で、非常に経済活動が縮小している状況でもございます。また、埋蔵文化財の発掘調査、やはりネックになっているのは、この発掘調査に2年ぐらいの期間が必要であるという部分とかを含めて、非常にそういう部分も考えて、御指摘は重々分かりますけれども、こちらの部内でも話しながら、しっかり努力をさせていただけたらと思います。

なかなか相手先のことがございますので、はい、すぐできますということを申し上げることは今の時点では困難であると思いますので、そこは御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（荒巻隆伸君）

10番瀬口健議員。

○10番（瀬口 健君）

コロナを引き合いに出していただいておりますが、冒頭私が申し上げましたように、これはみやま市の浮揚をかけておるわけですね。そういう中で、今は難しい、難しいじゃなくて、やることはやるというようなことが必要じゃないかなというふうに私は思います。

令和2年度中がよいというようなお話でございますけれども、市長にお聞きしますが、この造成が完了するまでには幾らぐらいの費用が必要なのか、経費が必要なのか、造成が完了するまで。幾ら見積もっておりますかね。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

詳細については担当課のほうでお答えいたします。

○議長（荒巻隆伸君）

坂田環境経済部長。

○環境経済部長（坂田良二君）

現在の見込みでございますけれども、造成工事そのものに7.7億円ほどかかると見込んでおります。そのほかに、用地の購入費、これは今後、不動産鑑定を行わせていただきまして、価格等の交渉をさせていただきたいと思っております。概算でございますけれども、10億円前後かかるんじゃないかと思っております。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

10番瀬口健議員。

○10番（瀬口 健君）

10億円でございますが、これは今農地は借用段階ですね。この10億円のほかに、借地、これは入っとらんでしょう。10億円に入っておりますかね。——もうよかです。時間なかけん。

これは賃借料は1年に大体幾らですか。

○議長（荒巻隆伸君）

坂田環境経済部長。

○環境経済部長（坂田良二君）

約9,200千円でございます。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

10番瀬口健議員。

○10番（瀬口 健君）

最後になりますけど、市長が今、専門官とかで精力的に、積極的に交渉するのはなかなか難しいというような答弁もあったわけですが、今おっしゃるように、造成に10億円の金をかけるんですね。しかも、今あそこの田畑の借用が9,200千円かかるということです。令和4年度までの造成を見込んでも、これが1年遅れるごとに、さらに9,200千円必要だということではございますかね。

9,200千円というのは1年でしょう。そして、今の段階で10億円の中に9,200千円入るとどうですか。令和4年度までの分ですか、どうですか。

○議長（荒巻隆伸君）

坂田環境経済部長。

○環境経済部長（坂田良二君）

先ほど概算額で申し上げました10億円というのは、これから必要となる造成工事と土地の購入費をざっくり申し上げたところでございます。土地の賃借料は含めておりません。今、発掘調査をさせていただくために農地をお借りいたしております。それが年間9,200千円でございます。これが一時転用許可3年間ということになっていきますので、その後の取扱いについては今後協議することになるかと思っております。（「令和4年度」と呼ぶ者あり）一時転用許可の期間は3年間でございます。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

10番瀬口健議員。

○10番（瀬口 健君）

いずれにしても、造成まで大まかに10億円の金が必要だと。それで、単純に思いましても、1年間企業が決まらずに1年ずつ延んでいけば、それ相当に、9,200千円ずつずっとさらに入っていくというようなことも考えられるわけですかね。そういうことではございますので、市長の今さっきの答弁、私はいささか悠長な答えだと思っているんですが、この10億円が高いか安いかは、それは皆さんの腕次第にかかるとるわけですよ。冒頭申し上げましたように、人口減少対策ということでこの企業誘致というのは発足をしております。10億円

かけてみやま市の人口減少対策、多くの市民の方が雇用できるような企業を探す必要があると。

10億円、本当にもったいないか安かったかということになりますが、多くの市民の方を雇用できるような企業を誘致することに最大限の努力をやるという責任があるかと思えますけれども、最後でございますが、市長の決意をお願いいたします。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

造成をしているわけですから、しっかり努力を続けてまいりたいと思います。

○議長（荒巻隆伸君）

10番瀬口健議員。

○10番（瀬口 健君）

何度も言いますが、10億円、非常にもったいないような気もしますが、早く決めて、みやま市の市民の多くが雇用できれば、それでみんな万々歳やないかなというふうに思うわけでございますので、積極的、精力的にやっていただくよう進言をしておきたいと思っております。

時間がさっささっさと進みよりますが、長島及び周辺地域の洪水防止対策でございます。

答弁をずっと聞きながら見ておったんですが、なかなか整理するには難しい答弁でございまして、こういう土木事業云々には素人な私でございます。本当に何から質問していいか、ちょっとよう分かりませんが、要するにその地域は大雨が降るたびに浸水すると。洪水によって道路冠水等々、農作物の被害等も出るわけでございますので、その地域の方の言葉でございますが、今度はどこまで水の来っちゃろうかと。大雨の予報が出るたびに、今度はどこまで水の来っちゃろうかというような会話をされております。本当にちょっとした諦めムードがあるような、そういう会話なんですよ。

こういったことに何で今まで大きく改善対策が取れてこなかったのかというのが素人の私では非常に不思議でたまりませんが、答弁に大根川と飯江川の問題も書いてありますが、私は大根川と飯江川の水位の問題のことを書いてあつとやろうと思います。強制的に飯江川にポンプ圧送しても、飯江川の水位が云々だと。だから、止めざるを得んというようなことを書いてあるんですね。そういう操作の件は私は全く分からんながら、この周辺の方たちが

困っているということ一本で私はお聞きしているんですが、これを見ますと、国の事業として飯江川と矢部川の合流点の、これは何ていうんですかね、河道掘削工事、これは以前から指摘されておりました合流点の受け口の件だと思うんですが、これの進捗状況はどうなってるかということちょっとお聞きします。

○議長（荒巻隆伸君）

富重建設都市部長。

○建設都市部長（富重巧齊君）

お答えします。

矢部川と飯江川の合流点につきましては、今、議員御指摘のとおり、飯江川のほうが矢部川の上流を向いて流れておりました。それが下流に向けて流れるように国のほうで工事をしていただいているところでございます。その工事につきましては、今年度2月で大体完了をしております、今度の出水期には間に合うというようなところでございます。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

10番瀬口健議員。

○10番（瀬口 健君）

県の事業等で書いてあります。今の出水期というのが何かということで、ちょっと私も分からぬので聞こうかなと思っておりますが、もうあと15分です。次に行かなきゃいかんですが、前日、私は新聞を見ておまして、2月21日の西日本新聞に「筑後川治水に「柳川式」」ということで載っておりますが、もちろん関係者ですから持ってあると思いますが、この説明を1分でしていただけないですか。ちょっと急ぎますので、簡単でよかです。

○議長（荒巻隆伸君）

城戸建設課長。

○建設課長（城戸邦宏君）

私のほうから御説明させていただきます。

今、議員から御指摘いただきました先行排水でございますけれども、2月21日の西日本新聞に掲載されていた記事だというふうに考えております。それで、筑後川流域でありますとか矢部川流域については、クリーク、水路が非常に多い地域でございます、そこを大雨が予想される前に事前に落としてポケットをつくっておくというふうな対策でございます。最

近、柳川市が特に注目をされておりますけれども、みやま市のほうでも9月議会で一度御質問を古賀議員さんからお受けいたしまして、そして、今、特に瀬高の南校区を中心に、既に対策を行ってあるところがございます。そこで1点モデルを今後つくりまして、そして、その先行排水等がもし効果的ということであれば、ここには地元の理解と、それから協力というのが必要でございますけれども、そういった部分が得られますならば、市としても推進してまいりたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

10番瀬口健議員。

○10番（瀬口 健君）

ほかに、県の事業として飯江川のしゅんせつ工事とか、そういったものを計画してあります。本当に時間がないので、ここに多発する冠水被害の軽減に向け、様々な対策を講じてまいりたいというふうに答弁でも述べてあります。こういうことで国や県と情報交換を密にして、この地域の一日も早い改善をお願いしたいと思っております。

市長にお聞きしますが、いつの新聞やったですかね、有明新報にも載っておりました。先日の施政方針、市民の命と暮らしを守るのが最大の使命だと言われております。安全・安心のまちづくりというのは地方自治体の基本中の基本でございます。この地域に関しまして今のような災害、それから、復旧工事、本当に大事業になろうかと思えます、これを改善するためには。安心・安全のまちづくり、この地における市長の考え、ぜひお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

瀬口議員さんの質問にお答えします。

先ほど出ました先行排水というのは、ここは有明海に面しておまして、有明海の満潮になりますと、すごく水位が上がってまいります。先行排水というのは、干潮時に早めに水を流しておくということでございまして、その後に降る雨を満潮までには冠水しないように、できるだけ対応をしていくということで、これは先ほど城戸課長が言っておりましたように、地域の住民の御理解と、それから御協力がなしにはできないわけでございます。水門を開け

たり閉めたりしますし、時間との戦いでもございます。

そのほか、しゅんせつ工事、この河道掘削工事については、矢部川のほうに上を向いておりますから、飯江川の水が流れない、流れにくい、その状況の中で水位が上がっていくわけでございますから、これが実はうまく下流のほうに流れるように、今しゅんせつ工事を行って、2月いっぱいまで完了したということでございます。昨年の方も、その分の工事が途中までではございましたけれども、かなり効果があったものと聞いておりますし、もう一つは、それが完了すると水がどんどん流れやすくなるということ、それと、飯江川のしゅんせつ工事、これは堤防をかさ上げするとうまくできるんじゃないかという考え方もございますけれども、その前に海からの泥土とか山から流れてきた泥土が堆積しまして川底が上がっておりますので、それをしゅんせつすることによって川底を下げて水位を下げると。昨年の7月豪雨におきましては、平成24年の災害のときに決壊しましたね、東津留のところ。それからあの辺りをしっかり草を刈ったり、しゅんせつとかしてありますので、今年は去年、その前よりも降ったにもかかわらず、水位は下がっていたわけでございます。

そういう対策を国、県と共にやっていきますし、また、これから事業になるかもしれませんし、ちょっとこれは国との協議も必要だと思いますが、排水設備の増設等も含めて取り組んでいければと今考えているところでございます。

以上です。

**○議長（荒巻隆伸君）**

10番瀬口健議員。

**○10番（瀬口 健君）**

私はそういう工事内容をお聞きしたわけではございません。安心・安全のまちづくりということで、この地域においてどういうふうに感じられたかというのをお聞きしたかったんですが、長島地区及びその周辺でございますので、その周辺も十分考えられて、今おっしゃいましたようにしていただければと思っております。

次に進みますが、青少年の文化・スポーツ団体に合宿施設をということでお願いをしたわけでございますが、市長答弁は要らんやったなと今思っております。教育長の答弁だけで、これでやっていただければ、これで終わりなんです。7分前。

私が言いたいことはほとんど教育長答弁でおっしゃっていただいております。本当にこれだけで終わりたいんですが、最後の私が結論で一言足りないのが、教育長からの合宿施設を

設置します、造りますという言葉が一言足らんのですよ。ですね、教育長。すばらしいスポーツ団体、スポーツ個人への思い、称賛の言葉等々は非常にありがたく思っております。ただ、最後の必要だと、造りましょうという言葉が足らんやったなということでございますが、市長、平成19年にも私はこれを一般質問しておるんですよ、平成19年。それで、そのときの議事録がここにあります。合宿施設に一応充てたいというのは清水山荘でございますが、市長部局のほうとも協議をして推進をしてみたいという答弁をいただいております。ぜひとも合宿施設は必要であるという答弁をいただいておりますよ。平成19年9月。漫談家の言葉じゃないですけど、あれから15年ほったらかしです。

そういうふうなことを踏まえて、市長、どうですか。もう15年ほったらかしなんですよ。市長部局と協議をして推進してみたいと。そして、合宿施設は必要だという答弁もいただいておりますが、市長の答弁だと引っかかるところがあるようでございます。どうでしょうかね。

**○議長（荒巻隆伸君）**

松嶋市長。

**○市長（松嶋盛人君）**

議員さんがおっしゃったように、平成19年からそういう御質問があったというのは正直私も存じ上げておりませんでして、その御意見を伺って、当時の議事録を拝見させていただきました。

先ほど教育長の答弁で、合宿には青少年健全育成の効果があるということでございましたし、私もそのようには考えております。当然、学校の教員で部活動等もしてきましたし、そのように思っているわけでございます。一方で、学校跡地が増加しておるわけでございますし、その跡地を活用することで地域の活性化という効果も生まれてくると思います。本日の瀬口議員さんの御質問も踏まえまして、十分に検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

**○議長（荒巻隆伸君）**

10番瀬口健議員。

**○10番（瀬口 健君）**

今申し上げましたように、検討段階はもう15年過ぎとるわけですよ。あれから15年です。今から検討をしていただいたっちゃ、もうちょっと遅いなというふうに思います。

マスタープランにも記載をしてありますが、教育長もおっしゃったんですが、スポーツ活動の充実、ジュニアアスリートの発掘、育成、青少年スポーツ振興、チームワーク、心の育成を推進していくということですよ。そこで教育長はすばらしいとおっしゃるとるのに、市長は云々かんぬんおっしゃりますが、何ですかね、これは。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

瀬口議員さんおっしゃるように、文化・スポーツを通じた地域振興ということで、みやま市人口ビジョン及び第2期みやま市まち・ひと・しごと創生総合戦略とかですね、この基本計画の中にも、スポーツ活動の充実ということでジュニアアスリートの発掘、育成等も明示しておるわけでございます。その辺も踏まえて、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（荒巻隆伸君）

10番瀬口健議員。

○10番（瀬口 健君）

申し上げるのは、マスタープランでは今のようなことは羅列されとるんですよ。しかし、私が思うには、実際には学校教育にはいろんな力を注いであります。しかし、社会体育のほうにはほとんどないんですよ。ほとんど具体的な案が。三位一体、よく市長あたり、教育長あたりもおっしゃいますが、そういうふうな観点から考えても、学校教育だけで子供は育たないということでしょう、三位一体というのは。教育は、家庭で芽を出し、学校で花が咲くと。しかし、地域で実がなるというふうにおっしゃっていますね。まさにそのとおりで、学校教育だけじゃならん。社会体育、学校教育でもそれは合宿しても構わんでしょう、さっき教育長がおっしゃったように。

そういうことを踏まえてぜひお願いしたんですが、答弁では、何かち書いてあったですね。ちょっと時間かな。人間が集まることを一番に考えにやいかんというようなことをおっしゃったんですね。

どうですかね、学校施設を使うのを嫌ってあるんですか、合宿施設を造るのを嫌ってあるんですか、それとも金の問題なんですか。どれでお考えなんですか。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

**○市長（松嶋盛人君）**

やはり施設を造るとなると、費用対効果が当然考えられるわけです。当然、施設を造ったら維持管理経費も出てきますし、そのためには市の財政から大切な税金をつぎ込むことになると。やはりしっかり利用率を上げて、市民の皆さんをはじめ、他市から来られる方たちの利用も含め、充実した施設になるようにするためには、十分検討をしながら、利用率とか、いろんな部分も含めて総合的に判断し、進めていく必要があると思いますので、その辺も踏まえまして、瀬口議員さんの御意見も十分検討してまいりたいと思いますので、どうぞ御理解よろしく願いいたします。

**○議長（荒巻隆伸君）**

時間が参りましたけど。じゃ、最後に一言。（「あまり答弁が長過ぎますので、その分、少し……」と呼ぶ者あり）もう時間が来ておりますので。（「はい」と呼ぶ者あり）10番瀬口健議員。

**○10番（瀬口 健君）**

何かかにかにして、役所においては金の問題、費用対効果とかおっしゃいますが、子供の成長なくしてまちの成長なしと言いますよ。子供の成長に金とかそういうことをはかりにかけるとというのが市のトップとして恥ずかしいんじゃないかと。実際、大牟田にも柳川にもそういう学習施設として既存しているんですよ。

**○議長（荒巻隆伸君）**

瀬口議員、時間です。

**○10番（瀬口 健君）続**

そういうことを申し上げまして、非常に残念な回答だったなというふうに思っております。この次もまたしつこく質問をさせていただきたいと思うことを告げて、終わります。ありがとうございました。

**○議長（荒巻隆伸君）**

お疲れさまでした。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。午後は1時30分から再開したいと思いますので、よろしく願います。

午後0時18分 休憩

## 午後 1 時30分 再開

### ○議長（荒巻隆伸君）

それでは、休憩を閉じて午後の会議を再開してまいります。

続けて、一般質問を行ってまいります。

12番中尾眞智子議員、一般質問を行ってください。

### ○12番（中尾眞智子君）（登壇）

それでは、皆様、改めましてこんにちは。12番中尾眞智子でございます。議長の許可をいただきましたので、今から一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問は、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の充実を図れということと通告しておりました。

概要といたしましては、みやま市は平成31年3月に妊娠期から子育て期に至るまで子育て世代への切れ目のない支援体制を構築するため、みやま市子育て世代包括支援センターを設置しました。また、令和2年3月には、第2期みやま市子ども・子育て支援事業計画を策定し、子育て世代包括支援センターを核として、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない子育て支援のまちづくりを進めております。しかし、子育て世帯の心身の負担はまだ大きく、特に産後の母親の心や体の健康は後回しにされがちであります。

我が国では、急速に少子・高齢化が進み、将来的な社会、経済への影響が懸念されており、そのような中で、子育てをめぐる環境は、核家族や共稼ぎ家庭の増加、働き方の多様化、それから地域のつながりの希薄化など大きく変化して、子育て家庭に対するニーズも多様化してきております。

そこで、少子化対策として、安心して子供を産み、育てることのできる環境や地域社会の仕組みが求められ、2013年には少子化の緊急対策の一つとして産後ケアの強化が提唱されております。

みやま市においても、子育てを支援する生活環境の整備などに取り組んでまいり、現在は、令和2年から6年までの第2期みやま市子ども・子育て支援事業計画を策定し、これらの支援計画に基づき、みやま市子育て世代包括支援センターを核として、住み慣れた地域の中で妊娠期から子育て期に至るまで切れ目のない子育て支援のまちづくりが進められているところです。

子育て世代包括支援センターは、妊娠期から子育て期にわたり、その時々様々ニーズ

に対して総合的相談支援をワンストップで提供する拠点であり、利用者の目線に立った一貫性のある継続的な切れ目のない子育て支援を目指すところであります。

このように、子育て支援事業などの様々な制度や体制整備はなされてきましたが、先ほども申し上げました、まだまだ子育て世帯の心身の負担は大きく、それらの制度や体制が十分に生かされているのか、それらの支援が最も必要とされる人に届いているのかなど、疑問に思うところもあります。

また、妊娠期から切れ目のない充実した支援は、産後鬱の予防や母子の愛着形成の促進、新生児への虐待予防にもつながっていくものと言われております。

そこで、具体的事項1として、切れ目のない子育て支援について。

切れ目のない子育て支援は、妊娠初期からそれぞれの段階に対応した支援を充実させていくことが重要であります。妊娠期からの一貫した健康管理や支援ニーズを踏まえ関係機関との顔の見える関係づくりができてきているのか。

具体的事項2として、産後ケア事業の重要性について。

産後鬱の発症に対しては分娩施設退院後、一、二週間後ほどの早期に接触し、必要に応じた早期の産後ケアが大切であると言われております。分娩施設退院後、自治体が設置するケア施設や居宅にて母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的とした宿泊や一時滞在型のケア事業を開始している自治体もございます。産後ケア施設設置については、それぞれの市町村における課題もありますが、産後ケア事業の実施は各市町村の努力義務として法定化されています。産後ケア設置について市のお考えをお聞かせくださいと通告しておりました。

出産は、産めば終わりではなく、退院して家に帰れば母親の体調もまだ回復しないまま育児の負担の多くは母親にのしかかり、24時間365日休みなしの育児の始まりなのです。出産後の母親の母体の急激な変化や、生まれて間もない赤ちゃんとの不慣れな生活などに対して育児不安になったり戸惑ったりして鬱病を発症する女性は、国内ではおよそ10%あると言われております。産後鬱により育児放棄や児童虐待などにつながることもあり、産後早期ケアの強化が非常に大切であると言われていたところ です。

昨年の12月1日、育児に悩んでいた母親が生後15日の泣いている赤ちゃんの口をふさいで窒息死させてしまい、逮捕されたというニュースを聞きました。また、つい二、三週間ぐらい前だったと思いますが、生後3週間ほどの泣きやまない赤ちゃんの頭をたたいて頭蓋骨骨

折を起こしてしまったというニュースもありました。母親は育児ノイローゼぎみだったということでした。このような痛ましい、悲しいニュースを聞くたびに、亡くなった赤ちゃんがふびんでかわいそうだし、殺してしまったという罪を一生背負っていかねばならない母親のことを思うと切なくて胸を締めつけられる思いがいたします。

そんなニュースを聞くたびに、産前、産後、特に出産退院後の悩みや不安、孤独感など早期に寄り添い、聞いてあげることや支援をすることができなかつたのかと悔やまれると同時に、産後ケアの強化の必要性を感じずにはおられません。

妊娠期から産後にかけて親と子が出会い、関係を育み始める時期の産前・産後サポートや産後ケアの取組などがいかに大切であるか、母子保健事業が児童虐待の発生予防や早期発見に資するものであるということは明確化されておりますが、やはり仕事や子育てに振り回されている母親の心や体の健康は後回しにされたり見逃してしまわれがちであります。

産後ケア事業の実施は、令和元年12月6日に交付された改正母子保健法において、出産後一年を超えない女子及び乳児に対し市町村の努力義務として法制化され、第4次少子化社会対策大綱において令和6年度末までの全国展開を目指すこととされております。

冒頭にも申し上げましたが、我が国では様々な少子化対策を続けてきておりますが、なかなか少子化への歯止めが利かない状況にあります。重ねて、昨年からの新型コロナウイルス感染拡大による雇用情勢や出産環境の悪化が影響していると思われることから、2020年の出生数は86万5,000人にまで落ち込み、2021年度は70万人台となる可能性もあると西日本新聞に報じられておりました。

出産をめぐっては、コロナ感染防止のため、立会い出産やお見舞いが制限されており、また、里帰り出産の自粛など感染防止に気を遣いながら妊娠期を過ごし、通常とは異なる環境で新生児を迎えることに不安を覚えるカップルが多いということが反映されていると見られております。

核家族が進む中、孤独な子育てを防ぐ手だての必要性は以前から叫ばれておりましたが、コロナ禍の今は孤立を防止する支援策の重要性がより高まっているときであり、子育て全般に関わる長期的な支援の取組を強化し、人々が安心して子供を産み、育てられる環境をつくるのが社会に求められているとも報じられておりました。まさにそのとおりだと思っております。

また、既にニュースなどでお聞きになっておられると思いますが、コロナ禍においては、

女性の自殺率が30%以上も増えており、スピード感を持って切れ目のない寄り添った総合的支援が必要なおきではないかと思っております。

産後ケア施設の設置に当たっては、みやま市内には産科の病院や医院、施設などがなく、大きな課題がある中での事業推進になるかと思いますが、国は各市町村について産後ケア事業を法制化し、その実施の努力義務を規定しております。必置規定ではなく努力義務規定であるため、優先順位を低く位置づけるということをお聞きすることがありますが、産後ケアの強化の重要性を深く理解していただき、母子の命や健康に関わる行政課題であり、少子化対策、また、子育て支援の最優先事項として支援者と利用者の顔の見える関係づくりや、産後ケア事業として宿泊や一時滞在型などの母子のケアができる産後ケア施設設置についてどのように努力を尽くして取り組んでいかれるのか、市の考えをお聞かせください。

以上、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の充実を図れについて、よろしくお願いたします。

**○議長（荒巻隆伸君）**

松嶋市長。

**○市長（松嶋盛人君）（登壇）**

中尾議員さんの妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の充実を図れとの御質問にお答えいたします。

まず、1点目の切れ目のない子育て支援についてでございますが、本市では、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を進めるために、令和元年度に子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠、出産、子育ての相談や支援等を行っております。

妊娠届出時に全ての妊婦に面談を行い、支援の必要な妊婦を早期に把握して、必要な場合には産科医療機関等の関係機関と連携し継続的な支援につなげております。

次に、出産後の支援でございますが、全ての乳児のいる家庭を対象に、子育ての孤立化や育児不安の軽減を図るために赤ちゃん訪問事業を実施し、様々な不安や悩みを傾聴し、必要な情報提供を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつける支援を行っております。

また、訪問時に妊婦さん全員に産後鬱質問表を記入いただき、産後の気分や育児の負担などについてお尋ねをしております。この質問表を糸口に、鬱状態の母親や虐待のリスクを把握して育児支援を行っております。

さらに、学童期以降の児童やその保護者から相談があった場合には、就学前の支援との連続性も考慮しながら、学校保健等との連携を含め、適切な担当者、関係機関につなぐなどの対応を行っております。

以上申し上げましたとおり、面談、訪問及び相談等の直接の対話をはじめ、民生委員・児童委員さんなど地域の方、保育所、認定こども園等の児童福祉機関、または医療機関からの情報提供等、様々な方法で健康管理や支援ニーズ等の個別課題の把握に努めております。

また、支援が必要となった場合には、課題が改善するまで継続的かつ柔軟な支援が必要となりますので、市の機関はもちろんのこと、保健所をはじめとした県の機関や医療機関と多くの分野との連携が必要となります。これらの関係機関とは個別課題の解決に向け日頃から情報共有をはじめとする連携に努めております。

次に、2点目の産後ケア事業の重要性についてでございますが、妊娠期から出産後に発症する周産期の鬱などがある妊産婦の特徴としまして、発症頻度が10%、発症しやすい時期が産後2か月以降と言われております。

前段でも説明いたしましたが、赤ちゃん訪問事業での産後鬱質問表や医療機関からの情報提供等によりハイリスクの方々をスクリーニングすることができております。そのハイリスクの方々に産後ケア事業などの支援を実施することが予防効果があることは十分理解しております。しかし、議員御指摘のとおり、産後ケア事業につきましては、ケア施設設置等の課題もあり、現状は未実施であります。

先進地の例を見ますと、産後ケア事業の短期入所型は産科医療機関に委託し実施されている例が多く見られます。産後ケアの目的は、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保することにあります。

今後につきましては、先進地の視察などを行い、広域間の行政や医師会等と協議を行いながら、どのような実施方法が適切なのか、どのような課題があるのかを検討してまいりたい所存でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

12番中尾眞智子議員。

○12番（中尾眞智子君）

答弁ありがとうございます。今回、切れ目のない子育て支援について取り上げましたのは、今までの子育て支援、いろんな支援策をしていただきましたけれども、なかなか少子化対策

の一つにもならず、子供は年々と減っていくところでございます。

今までに母子保健の課題もたくさんあり、戦後間もなくは栄養や感染症の問題、それから、昭和五、六十年頃は子供の疾病とか、それから障がいの早期発見にということで、そしてまた、平成の早期ぐらいには発達障がいの問題が出てまいりました。現代では子供の虐待などに代表される親子関係の問題の早期発見と、それから対応ということで、非常に産後ケア、それから切れ目のない子育て支援がそういうものに対して重要ではないかということで今回の質問に取り上げたところでございます。

日本ではいろいろな医療体制の充実が進められてきました。おかげさまで乳児の死亡率というのは世界でもトップクラスで本当に低くなっております。けれども、今までの子育ての形態が違ってまいりまして、孤立した子育てとか、それから出産年齢が高齢化したことで親の援助が受けられなかったり、核家族で夫婦2人で子供を育てなければいけないという、なかなかそういうものが増えてまいりまして、子供の虐待が増えているところだということで、今回の子供の虐待を解消するには、やはり切れ目のない支援が必要ではないかということで今回の質問になっております。

最も切れ目のない支援が必要とされる人の把握はどうしているのかということで思っておりましたけれども、先ほど、妊娠届けのとき全ての妊婦に面談を行い支援の必要な妊婦を早期に把握するというところでございました。しかし、子育て支援センターにおいて、やはり切れ目のない支援につなげるためには、関係機関間と利用者と支援者の顔の見える関係づくりができていなければ、そういうものは虐待予防にもつながっていかないし、本当の子育て支援サポートにはならないと考えております。

妊娠届けの際の面談と言われるんですが、支援者側の理由だけによるサービスの実施だけではなくて、利用者を中心として考えて、ただ点との接点ではなくて、利用者側の目線に立って、そして利用者が、私のこと、私の事情を知ってくれているという思いを持ってもらえるような支援者との関係、まさにこれが顔の見える関係づくりだと思っております。そういう関係づくりをつくるためにどのような努力を包括支援センターではされているのか、お聞かせください。

○議長（荒巻隆伸君）

子ども子育て課長。

○子ども子育て課長（中村栄志君）

先ほどの御質問にちょっと前段としてお答えをさせていただきます。

妊娠届出時に面談を行わせていただいているんですが、まずそこが相手との顔の見える関係の第一歩ということで、そこで話を聞ける体制をつくっていくということがスタートとして実施させていただいております。その際に、仮に何かここは課題がありそうだというようなことが分かった場合には、また引き続きこちらから支援をやっていくことになりまして、そういった関係を続けることで、相手からの自発的な相談とかの引き出し、そういったことにも努めております。

具体的な部分につきましては、課長補佐が回答いたします。

**○議長（荒巻隆伸君）**

続けて、川口子ども子育て課長補佐兼子育て世代包括支援センター担当係長。

**○子ども子育て課長補佐兼子育て世代包括支援センター担当係長（川口知子君）**

中尾議員の御質問にお答えをいたします。

どのような顔の見える関係づくりを心がけているかということでございますが、先ほど課長が申しましたように、全妊婦さんに対して地域包括支援センターの職員は助産師1名、保健師3名の4名体制で行っております。地区分担を行っておりますので、その地区担当の助産師、保健師が面談を行いまして、妊娠届出書にはアンケートのような項目がございまして、心理的なカウンセリングを受けたことがあるかとか、あとは経済的な困窮をしていないかとか、今回の妊娠は感想はどうかとかいう項目を、お話をしながら、そこは関係づくりが得意としています助産師、保健師ですので、詰問という感じではなくて、できるだけそこでファーストタッチという関係づくりを心がけてお話をさせていただいております。その後で、月に1回、その一月に出た妊娠届出の妊婦さんのケア会議といいますか、ハイリスクの方々をそこで、係内でまず把握をしまして、その方々に対して何かプランをつくったほうがいい方なのか、それか、あとは妊娠期、出産までに電話でフォローしたほうがいい方なのか、家庭訪問をしたほうがいい方なのか、その家庭の環境に応じまして、生活困窮であった場合には生活保護の担当の係員に相談をしましたりという形で、まずは無事に出産をできるようにという形で関係づくりを心がけております。

出産後は、赤ちゃん訪問を全員に実施しておりますね、あのときにお話をした保健師さんですね、助産師さんですねという形で、その後家庭訪問をつないで、健診へというつなぎで関係づくりを工夫して実施しております。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

12番中尾眞智子議員。

○12番（中尾眞智子君）

ありがとうございます。本当に顔の見えるような関係づくりに努力されているということをお聞きし、少し安心いたしました。

地区担当で回ってあるということは、非常に利用者の方も何度もその方とお会いするし、私のことをちゃんと知っていてくれるんだなと、理解しとってくれるんだなという安心感を持ってお産に臨めるんだなと今感じたところでございます。

ハイリスクのある人のほうが、支援者のほうから、この人はちょっとハイリスクがあるよねと思えるような人ほどなかなか相談に行かないとか、電話があっても受けないとか、そういう部分が非常に多いとも言われておりますので、そういう部分ではしっかりとハイリスクのある人こそ支援をしていただきたいと思っておりますので、そういう部分ではしっかりと力を入れていただきますようお願いいたします。

それから、先ほどもおっしゃっていただきましたけれども、顔の見える関係づくりとしては、寄り添いながら、本当の、例えばなかなか自分のいろんなことが、隠さずに言えないという部分が非常に、誰でもありますけれども、そういう部分もなるべく個室で、ほかの人に聞かれないような、安心のできる場所で、そして、寄り添いながら聞いていただくということをしていただくと、利用者の方も安心して自分の環境、状況を包み隠さず話して、いろんな悩みを吐き出す場所として安心されるのではないかと思いますので、そういう部分についてはどういうふうな傾聴の仕方をされているのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（荒巻隆伸君）

川口子ども子育て課長補佐兼子育て世代包括支援センター担当係長。

○子ども子育て課長補佐兼子育て世代包括支援センター担当係長（川口知子君）

具体的な傾聴の仕方についてでございますが、そこはやっぱり初対面の方にまず何でもかんでも話すという方はおられませんので、先ほど中尾議員さんが申されましたように、寄り添い、傾聴というところを最重点に思っております。

それで、まずは妊婦さん、産婦さん御自身がお話をされる内容につきましては、全て受け止めるという形でお話をまずこちらで伺いまして、それで、その中で体、御自身のことで

あったり、あとは上の子供さんのことであったり、家族関係でございましたり、夫婦関係でございましたり、あとは生活の経済状況でございましたりというところを、初回だけに限らず、その後、こちらから何か必要なときにはお電話させていただきますけど、よろしいですかという形で、必ず相手の方が了承をしていただくような声かけをいたします。そして、ここでお話を聞いたことに関しましては、個人情報でございますので、目的外に第三者に漏らすことはございませんよということで、ただ、こちらが支援をしていくために必要な産科医療機関と何か妊婦健診の結果の情報提供がありました。その後、出産後の育児に関して、例えば地域の民生委員さんでありましたり、保育園に行かれるときにはそういう関係の方との安心して妊娠、出産、子育てができるための個人情報のやり取りはさせていただきますよというところの確認は妊婦さん御本人に最初にさせていただいて、同意を得ております。という形で、傾聴と関係づくりということで、時間をかけながら地域担当でずっと寄り添っていきますよという関係づくりを心がけております。

以上でございます。

**○議長（荒巻隆伸君）**

12番中尾眞智子議員。

**○12番（中尾眞智子君）**

傾聴し、寄り添う関係づくりでしっかりと見守っていただきたいと思います。

それから、具体的事項2として、産後ケアの重要性についてということで質問していただきました。

妊娠、出産、育児というものは女性にとって本当に大変な大仕事であります。新しい命を授かることで心や体には大きな変化が起こり不安を感じる人も増えております。この不安は、お母さんを産後鬱にしたり、初めての本当に慣れない育児に赤ちゃんへの虐待を招いてしまったりすることもあります。そういう不安を解消したり、子育ての仕方を習ったりすることで豊かな出産体験をするということが望まれると思っております。

子供が赤ちゃんのときに親子関係がうまくつくれなくては、またその後の子育てもうまくいかないだろうと思えますし、ましてや第2子、第3子を産もうという気持ちにもなれないと思っておりますので、産後ケア事業というのは非常に重要な部分だと思っております。

その産後ケア事業で、産後鬱を防ぐための産後ケア事業ではございませんが、やはり鬱病になつたりする人が多いということで、ここには産後鬱などが発症しやすい時期が産後2か

月以降ということを書いてありますけれども、今なかなか家族が少なかったり、昔は大人数の中で育てて、誰かが赤ちゃんを産んで、自分の子供ではないけど、子育てのお手伝いをしたり、見たり聞いたりしているということで、慣れてはいないんですが、そういう場面に遭遇している人たちが多かったんですが、今はもう核家族でそういう場面を見たり聞いたり、手伝ったりすることもなく、不安になってしまったり、パニックになってしまったり、本当は赤ちゃんが生まれてくることで楽しみにわくわくしているんですが、実際に生まれてくると、夜泣きはするし、おっぱいをあげなきゃいけないし、自分の体もまだ元に戻っていないのでパニックになってしまい、そして産後鬱になるという、そういうことが多いそうです。

それは、2か月と書いてありますけれども、やはり分娩施設ですね、病院とか、そういうところを出てすぐぐらい、一、二週間というのが一番お母さんがパニックになる確率が高いと言われております。その時期に産後ケアを受けるのが一番適切ではないかと言われておりますので、大牟田市では分娩施設を退院してすぐにそういう産後ケア施設に1週間なりお世話になって、赤ちゃんの世話の仕方とか自分の体を休めるとか、そういう産後ケアを受けられるような施設を設置してございました。

大牟田に行って聞いたときに、どうして産後ケア施設の設置に至ったんですかと言ったら、やはりこれは努力義務としてもう法制化されたので、産後ケア事業の充実のため、子育ての充実のために造りましたということでした。

それから、何か問題点、施設を設置するに当たって、みやま市には産院とか病院とか、そういう産後に関わる病院などがございませんので、それを造るということに関しては非常に大きな困難な問題があると思っておりますけれども、ガイドラインによりますと、これは他市と共同して造ってもよいと、そういうふうにすると負担軽減にもなるし、みやま市におきましては、大牟田市と定住自立圏構想ですか、そういうのも結んでおりますし、また、みやま市、柳川市、大牟田市は有明医療圏の同じ医療圏の中にもございますので、そういう部分では広域に協力しながらやっていくのも一つの方法ではないか思っておりますが、そういう部分についてどのように考えておられるのか、担当課のほうからお願いします。

○議長（荒巻隆伸君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾 博君）

ただいまの中尾議員さんの御質問でございますが、議員さん御指摘のとおり、母子保健法の改正、令和元年12月の改正によって産後ケア事業が努力義務となったところです。

みやま市としましても、出産後の母親の心身のケア、それと併せて育児のサポートですね、こういった分について、産後も安心して子育てができるような支援体制を構築する必要があると考えております。

今おっしゃった産後ケアの施設につきましては、短期入所型という部分だと思います。この分につきましては、おっしゃっておりますように、委託をすることも可能ですし、また、複数の市町村が連携することも可能というふうになってございます。

みやま市といたしましても、そういった点を考慮しながら、出産後の母親にこういった形で寄り添って支援ができるのか、そういったことを含めながら、どのような形態で取り組むべきなのか、そういったことについても、あわせて、前向きに今後検討していきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いたします。

**○議長（荒巻隆伸君）**

12番中尾眞智子議員。

**○12番（中尾眞智子君）**

前向きに検討、ありがとうございます。

みやま市では、産後ケアに関する事業の一つとして、先ほどもおっしゃいました乳児家庭全戸訪問事業、赤ちゃん訪問事業ですね、それを実施されておまして、訪問率というのはすごく高いんです、97%。あと3%の未訪問の家庭の状況という、3%でもそこに子供がいますよね。そういう未訪問の家庭の状況の把握はどのようにされているのか、お尋ねいたします。

**○議長（荒巻隆伸君）**

川口子ども子育て課長補佐兼子育て世代包括支援センター担当係長。

**○子ども子育て課長補佐兼子育て世代包括支援センター担当係長（川口知子君）**

乳児全戸訪問はほぼ97%、98%家庭訪問をさせていただいておりますが、訪問できない家庭につきましては、例えば子供さんが低体重で入院が長くなって、一応乳幼児全戸訪問のガイドラインとしましては、おおむね4か月までに家庭訪問をするというふうになっております。その後は、もう4か月児健診がございますので、早い場合には新生児期からという、病院のほうから早期の訪問依頼がございますが、ほぼ入院が長引いて退院が見込みがない方、

それと、あとはほとんどのお母様が里帰りの御出産をされます。大体お宮参り1か月ぐらいでみやま市に帰省をされる方が大半なんですけれども、やっぱり一人での子育てが不安であったり、あとは家庭の事情で実家のほうに長くおられて、そういう場合には実家の市のほうに、こちらから訪問依頼をさせてもらいまして、訪問をしていただき、訪問結果をこちらのほうに報告いただいているという形で、そういうのを含ますとほぼ100%という形で訪問は実施をしておる現状でございます。

以上でございます。

**○議長（荒巻隆伸君）**

12番中尾眞智子議員。

**○12番（中尾眞智子君）**

ありがとうございます。赤ちゃん訪問事業で訪問回数とか、それから訪問時期ですね、訪問の滞在時間など支援者側の都合になって、都合に合わせて訪問しているのではないかと、4か月になりますと、4か月の間にということで、お母さんがどうしても相談に乗ってほしいとか、一、二週間の間が一番お母さんの心の変化があったり、体の変化がある時期なので、そういう部分の訪問はできないのかなと思っておりますが、そこについてはどのように考えておられますか。

**○議長（荒巻隆伸君）**

川口子ども子育て課長補佐兼子育て世代包括支援センター担当係長。

**○子ども子育て課長補佐兼子育て世代包括支援センター担当係長（川口知子君）**

早期の訪問が必要な産婦さんに関しては、まず出産をされた出産の産科医療機関から必要な場合には早期の訪問の依頼がございますので、それをいただきまして、お母さんのほうと連絡を取りまして、ほぼ福岡県の助産師会のほうに委託をして実施をしております形と、あとは市の担当の助産師、保健師が同伴訪問する形の実施を取っておりますので、早期の場合は、産科医療機関のほうから必要があった場合の産婦さんに関しては情報をもらって行っております。あとは、妊娠、出産後にほとんどの産科医療機関が1週間健診、2週間健診、それと1か月健診という形で、産後のケアのフォローがある程度確立を今してきておりますので、産婦さんの御希望を伺って、早期の訪問が、来てほしいという方に関してはそのケース・バイ・ケースでこちらから訪問を実施しておる現状でございますが、ほぼ平均、2か月児、生後2か月ぐらいの赤ちゃんを訪問する場合が大半でございます。あと、4か月という

特殊、特例の方もおられますが、ほぼ1か月から2か月の間で家庭訪問はできている現状でございます。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

12番中尾眞智子議員。

○12番（中尾眞智子君）

そうしますと、赤ちゃん訪問事業の時期というのは、今のところ、それで十分だという考えで実施しておられるということですよ。お母さん方からも何かあるときは電話で要請があるということなんですかね、そういうふうに理解していいんですよ。

○議長（荒巻隆伸君）

川口子ども子育て課長補佐兼子育て世代包括支援センター担当係長。

○子ども子育て課長補佐兼子育て世代包括支援センター担当係長（川口知子君）

追加で申し上げますが、エジンバラという産後鬱の質問表がございます。それを大体産婦人科のほうで質問アンケートを取られまして、20点満点のうち9点以上の産婦さんに関しましては必ず情報提供がございます。それである程度把握をしております。それと、赤ちゃん訪問の時期が1か月から2か月と申しましたけれども、その点数の高い方に関しては早期に訪問ができていると思っております。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

12番中尾眞智子議員。

○12番（中尾眞智子君）

ハイリスクのある方には早めの訪問ということで、安心いたしました。ありがとうございます。

今度は市長にお聞きいたします。

この産後ケア施設の設置は法制化されておりますけれども、努力義務でございます。努力義務は必置規定ではなくて努力義務規定なので、市の行政の中では意外と優先順位が低く見られるというふうに私は思っております。しかし、この事業に関しては、母子の命も関わるようなことにもなりかねない事業でございますので、この努力義務をどのように捉えられているのか、そのところを市長、一番みやま市の長であります市長の御意見をお伺いしたい

と思います。よろしく申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

中尾議員の質問にお答えいたします。

先ほど努力義務についてということで質問がございましたけれども、先ほども保健福祉部長が申しあげましたように、本市内にはそういう大牟田市様のように産科医療機関等がございません。ですが、広域での有明圏域定住自立圏とかの一緒にやっている部分もございますので、大牟田市さんのような先進地の視察なども行い、また、広域間の行政ということで先ほども申しあげましたが、あとまた、何より医師会のほうともいろんな部分で協議を行って、どのようなことができるのか、また適切なのか、それを検討してまいり、前向きに進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

12番中尾眞智子議員。

○12番（中尾眞智子君）

この事業は、みやま市には本当に赤ちゃんを生む場所ですね、病院とか、そういうものがございませんが、みやま市の人たちもどこかで赤ちゃんを産んでいるんですね。だから、やっぱりその人たちに対しては、産後ケアは実践しなければならないと思っておりますし、努力義務だからということで優先順位を下げることなく、やはり命に関わる事業でございますので、なるべくなら、なるべくと言うよりも優先的にやっていただきたいと思っております。

昨日の市長の施政方針の中でも、みやま市では、ここに書いてありますね、「安心して子供が産み、育てられる、そして子育て支援の推進をしていくためには妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を充実させていく」という施政方針を昨日聞かせていただきましたので、ぜひ優先順位を高め、母子の命を守ることができる産後ケア事業に力を入れていただきたいと思っております。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（荒巻隆伸君）

暫時休憩をしたいと思います。

再開は2時半にしたいと思います。よろしく申し上げます。

午後2時18分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（荒巻隆伸君）

それでは、休憩を閉じて会議を再開してまいります。

続けて、一般質問を行ってまいります。

次に、13番中島一博議員、一般質問を行ってください。

○13番（中島一博君）（登壇）

皆さん、改めましてこんにちは。本日最後に質問をさせていただきます13番議員の中島です。議長の許可をいただきましたので、さきに通告した件について質問させていただきます。

今回は、みやま市地域新電力の疑義について伺います。

地域新電力調査委員会は、平成30年12月の定例議会で、松嶋市長が調査委員会を設置すると宣言してから1年半以上続いた騒動ようやく終止符が打たれました。しかし、みやま市及びみやま市民にとって何一つよいことはなく、みやまスマートエネルギー株式会社に対するイメージの低下と経営の先行きに暗雲が立ち込める結果となりました。平成31年2月14日、市長は調査委員会を設置しましたが、そもそも市が出資し、市長が取締役として入っている第三セクターの調査に委員会を設置することがナンセンスであります。メンバーは、弁護士2名、公認会計士2名、小売電気アドバイザー1名、市役所職員2名の7名で構成されていましたが、市の職員を入れたことで市長の意思が働くため第三者委員会に見せかけた専門委員会であります。さらに、弁護士2名は事務所の夫婦、公認会計士のうち1人は松嶋市長の高校時代の友人で、小売電気アドバイザーも選任から問題がありました。地域新電力調査委員会は令和2年2月に報告されました。昨年9月の決算審査特別委員会、12月の産業建設常任委員会で市長に出席をいただきましたが、答弁が二転三転され、信用できません。需給管理システムの業者選定についても不適切であります。

今回、みやま地域新電力の疑義について4点伺います。

1点目は、調査委員会の委員の選任について伺います。

私は、調査委員の選任については、令和元年6月議会の一般質問で、調査委員の選任について疑義があると申し上げてきました。その後も何度となく申し上げてきました。昨年9月

の決算審査特別委員会、12月の産業建設常任委員会での市長の答弁が二転三転され、さらに調査委員の選任について疑いが高まりました。再度、市職員2名以外の5名の調査委員選任のプロセスを伺います。

2点目は、新電力アドバイザーの選任について伺います。

調査委員会の委員を務めたメンバーをみやまスマートエネルギー株式会社の新電力アドバイザーに紹介したのは誰なのか、再度選任したいきさつについて伺います。

1月29日の産業建設常任委員会の執行部の説明で、当該アドバイザーはあくまで技術的助言を行ったのみで、RFTの内容の作成、精査は弊社社員が行っており、内容の最終決定にも関与していません。アドバイザーは業務委託契約書にて秘密保持を課している。内容についても一切漏えいはないと誓約しているなら、アドバイザーは辞任する必要はないと思いますが、なぜ辞任されたのか伺います。

3点目は、電力需給管理システムの選定について伺います。

みやまPHDは、令和3年3月で顧客管理情報システム、電力需給管理業務は終了すると聞いています。令和3年度のみやまスマートエネルギー株式会社の電力需給管理システムの業者選定が不適切であり、そのいきさつについて伺います。

再質問で、産業建設常任委員会で指摘した件、提供された資料についても伺います。また、みやまスマートエネルギー株式会社の経営についても伺います。

4点目は、地域新電力調査委員会の信用度について伺います。

行政の調査に関して設置できる委員会として、第三者委員会、地方自治法による附属機関、専門委員会の3つがあります。なぜ最も信用度の低い専門委員制度を使ったのか、伺います。

以上4点、よろしくお願いいたします。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

中島議員さんのみやま市地域新電力の疑義についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の調査委員会の委員の選任についてでございますが、市職員以外の5名の委員の選任に関しましては、それぞれ調査に必要な知見を持つ者から選任いたしました。

具体的には、まず今回の調査は主に会社法の規定による利益相反に関する調査であったことから、会社法、その他の民法に精通した者として弁護士を2名、次に、企業会計を通した

企業経営に知見を持つ者として公認会計士を2名、最後に、今回の調査対象が新電力会社であるという特殊性から、新電力事業に精通し必要経費の妥当性に関して客観的な評価が行える者として小売電気アドバイザーの有資格者から1名を選任いたしました。このうち、弁護士と公認会計士については、私が直接依頼し、電力アドバイザーについてはエネルギー政策課の調べで人選を行ったものです。

次に、2点目の新電力アドバイザーの選任についてでございますが、昨年7月の取締役会において調査委員会の中で新電力事業に関する部門を担当した同氏をみやまスマートエネルギーのシステム選定等に関するアドバイザーとして就任させたいという提案が会社からありました。

選任の理由につきましては、令和3年4月からの新システムの導入には最低でも7か月が必要である中、提案募集方式による公募に関する知見が社内になく、現行システムの課題の洗い出しに時間を要するため、既に調査委員としてみやまスマートエネルギー株式会社のシステム等を熟知している方であるので選任したいとの説明を受けました。

以上の経過のとおり、選任に当たっては、みやまスマートエネルギー株式会社から就任を依頼したものであり、誰かの紹介によるものではございません。

次に、辞任の件でございますが、本年1月の取締役会において、同氏からの辞任の申出を受けました。システム選定等に関するアドバイザーが今回みやまスマートエネルギー株式会社が選定した需給管理システム事業者の社外取締役であったことから、その選定過程において配慮が足りなかった部分があり、みやまスマートエネルギー株式会社の公的企業としての信頼に影響を及ぼした点を鑑み、アドバイザーの方から辞任の申出があったとの報告を受けております。

次に、3点目の需給管理システムの選定についてでございますが、現在、みやまスマートエネルギー株式会社の需給管理業務を受託している事業者との委託契約は令和3年3月末までの契約期間となっております。したがって、その後のみやまスマートエネルギー株式会社の需給管理をどう行っていくかについて、昨年7月の取締役会場で議論が行われました。その結果、需給管理を内製化し、コストダウンや業務の効率化に資するシステムを選定するため、提案募集方式による選定が実施された次第であります。

募集の結果については、8月の取締役会場で報告があり、システムの評価で、特に需給管理の自動化に重点を置いたと伺っております。

その選定過程に対し、12月の産業建設常任委員会で指摘を受け、私から会社へ詳細の調査を依頼しました。その結果、みやまスマートエネルギー株式会社からは当該アドバイザーとは秘密保持契約を交わしていること、今回の公募に関して秘密が漏えいした事実や損害が生じたという報告があっていないこと、あくまで技術的助言を行ったのみで、提案募集方式に関する内容の作成、精査は社員が行っており、内容の最終決定に関与していないこと等から、同社の顧問弁護士とも確認の上、法律的に問題はなかったと報告を受けております。

本件に関しまして、私としても、取締役として選定過程に配慮が足りなかったことから、疑念を抱かせたことにつきまして大変申し訳なく思っております。

次に、4点目の地域新電力調査委員会の信用度についてでございますが、今回の地域新電力調査委員会につきましては、地方自治法の規定に基づく市長の調査権により行ったものです。

利益相反、会社法、会計上及び新電力事業の課題など専門性が高い内容であったことから、市職員だけでなく、それぞれ専門知識を持った方を専門委員として任命し、調査委員会を設置したものです。

調査に当たっては、地方自治法に基づく公正、公平な調査をしていただくことをお願いいたしました。信用度の違いがあるものではございません。

**○議長（荒巻隆伸君）**

13番中島一博議員。

**○13番（中島一博君）**

再質問に入る前に市長に確認させていただきます。

市長は質問に対し、議事録に、答弁しているのに言っていないとか、知りませんか、言った覚えがありませんとか、そういう考えはありませんとか、また、質問に対して答弁されていないときもあり、無責任な答弁をされております。その場しのぎの答弁をされ、二転三転して信用できません。議会での発言を軽く見られておられるのではないですか。昨年9月の決算審査特別委員会、12月の産業建設常任委員会での答弁が食い違っています。答弁にはうそ偽りのない責任ある答弁を約束してください。

また、今回の質問に対しては、隠蔽や資料の改ざんにも抵触するおそれがあることを、市長、担当者とも受け止めてもらい、うそ偽りのない答弁を求めます。

特に、市長にお願いすることは、知りません、分かりませんなど部下の職員に責任転嫁す

るような答弁がないようお願いいたします。市長よろしいですか。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

はい。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博議員。

○13番（中島一博君）

調査委員の選任からお伺いいたします。

中立的透明性を求めると言いながら、何で市長の友人である公認会計士を委員にしたのか、そして、この公認会計士は福岡の電気工事会社の監査委員もなさっていますし、太陽光事業もしている会社なんです。これは公認会計士の倫理法違反になると思います。その辺どうお考えですか。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

その方が福岡の電力会社の顧問とか、そういうのをしてあるということについては、私は存じ上げておりません。今初めて伺いました。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博議員。

○13番（中島一博君）

市長、私から見たらおかしい、愚行を冒しているような感じですよ。身体検査もしないからこういう結果になるんですよ。電気アドバイザーも一緒なんです。

それと、調査委員会の前の議事録を見せてもらったんですけど、ほとんど-〔発取消〕-、電気アドバイザーの方がほとんど仕切って調査委員会を開いておられます。顧問弁護士とか公認会計士は事務的な処理みたいな感じがいたします。

それと、この公認会計士は6回のうち2回は欠席してあるんですよ。この公認会計士は何の役割をしてあるんですか。それと、もう一人の方を紹介して伺ったんですが、この方は市長の友人の方は名義貸しか下請してあるぐらいにしか見えませんが、その辺どうですか。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

その公認会計士につきましては、非常に優秀な方であると信じておりますし、今までいろんな会計の不正に関しての分とかを調査してきた人物でありますし、彼が適任であろうということで私は判断し、お願いをすることで相談をしました。その折、自分だけではきちんと中身を精査よりも2人を見たほうがいいからということでもう一人の優秀な方を紹介してもらい、やはり1人で見ていくより2人できちんと精査したほうがいいという判断の下お願いをしました。

先ほど2回欠席されたということでございますけれども、その辺については、事情は私は全く存じ上げませんし、きちんと彼はその辺のところはやってくれていると思いますし、もう一人の公認会計士もしっかりやっていただいたものと信じております。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博議員。

○13番（中島一博君）

何度聞いても話はすれ違うからですね。

それと、夫婦別姓の弁護士の方は、これは公費で調査委員を行っているのに、市長は友人の紹介、誰とも全然、それからほとんど進んでいないんですよ。友人の紹介でこの方を、そして、新聞にも載ってある方とか言っている、それは何新聞に載っているんですか。そういう答弁をしてありますよ。夫婦別姓の弁護士は市長の友人の紹介で、新聞にも載っているような優秀な方で答弁してあるんですよ。何新聞に載ってあるんですか。市長が答弁してあるんですよ。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

ちょっと新聞の件に関しましては、ちょっと私も記憶にはございません。すみません。

ですが、会社法に詳しい方ということで、その方を御紹介いただいたわけでございますし、面談をして、この方なら非常に優秀な方であるということをお願いを申し上げたわけです。

夫婦であるからどうかというのは、私は関係なく、事務所の中で一緒にきちんと精査をしていただくというところでやっていただいているはずですので、私はそれを信じております。夫婦だからどうのこうのというのは、ちょっと私はこの調査委員会に関係はないと信じております。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博議員。

○13番（中島一博君）

私は一般的に考えたら、男性、女性は選んでいいけど、別々にするべきじゃなかったんじゃないか。特にそういうのを感じて見ていましたけど。

それと、この調査報告書を見よったら、ほとんど2時ぐらいから調査委員会を行ってあるのかな。そして6回、そして3,260千円かかっております。普通、弁護士が2人で1,090千円ですかね、市役所の顧問弁護士は電話対応がほとんどですけど、年間、去年の決算審査特別委員会では654千円、1年間です。6回で、もう時間がどれぐらいか分からん、夫婦で1,090千円になる。私は高いと思っていたんですが、市長は妥当という答弁をいただいております。業務委託料に、それに旅費、それに報償費は1人1日8千円、報償費というのは成功報酬という意味に捉えとっていいんですか、市長。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

金額については妥当であると、もしくは、逆にあれだけの調査をしてもらって、金額的には向こうのほうは合わなかったんじゃないかと思うぐらいのきちんとした資料の精査及び報告書を作っていただきました。非常に長い期間でございました。

ですから、来られたときだけの分での報償費ということではなくて、事務所できちんとそういう文書を作ったり、精査したり作ったりすること、非常に時間がかかったと思いますので、私は妥当であり、逆に安くしていただいたものと感謝をしております。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博議員。

○13番（中島一博君）

それと、電気アドバイザーの件ですけど、ここに答弁あるのが正解ですか。9月の決算審査特別委員会に市長が出席していただいたときは、後ろを向いて、坂田部長に、エネルギー政策課でネットで調べて私が電話しましたという答弁やったんですよ。覚えていますか。それと、12月の産業建設常任委員会ときは、私は電話していませんと、9月がうそやったんですか。今日の答弁が、どっちが、3通りあるんですよ。ちょっとそれを正確に言ってください。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

電力アドバイザーに関しては、私は今まで調査委員会をお願いするとき1回の面談と、それから、調査委員として任命書をお渡しするとき以外は一切お会いしていませんし、電話等もかけたことは一切ございません。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博議員。

○13番（中島一博君）

市長うそを言ってもらったら困りますよ。5人の調査委員の方で事前に会ってあるんじゃないですか。その辺をお伺いいたします。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

一切ございません。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博議員。

○13番（中島一博君）

ちゃんと証拠があるんですよ。12月14日、調査委員会の小売電気アドバイザーの選任のほうについてお聞きしたとき、坂田部長はエネルギー政策課が電力について詳しい方を調べた。一度市長と部長で就任される前にお会いしたことがあると、こんなふうに答弁してあるんで

すよ、12月14日に。市長虚偽答弁ですよ。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

それは調査委員会を立ち上げる前の話ですよ。（発言する者あり）だから、そのときは1回お会いしましたよ。だから、先ほど申し上げたと思います。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博議員。

○13番（中島一博君）

お会いしていないと言ったじゃないですか。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

いや、だから、私が言っているのは、電力アドバイザーとしてみやまスマートエネルギー株式会社のほうに就任されてから一切お会いしていません。（発言する者あり）それは聞き違いですので、申し訳ありません。（「うそ」と呼ぶ者あり）うそじゃありません。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博議員。

○13番（中島一博君）

そしたら、もう2問目に入ります。

7月に電気アドバイザーは就任されていると思いますが、市長とか部長と私の感覚が違うから、私ははっきり言いますが、私だったら、調査委員会の委員を務めた方なんですよ、小売電気アドバイザーは。前社長を辞めさせるための調査委員会ですよ。その方をどうして前社長が辞任した後に小売電気アドバイザーと契約できるのか。普通やったら、市長が取締役だからこれは断るべきじゃないんですか。その辺ちょっとお伺いいたします。何で取締役で承認したのか。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

先ほども答弁でお話し申し上げたように、7月の取締役会において調査委員会の中で新電力事業に関する部門を担当した同氏をみやまスマートエネルギー株式会社のシステム選定等に関するアドバイザーとして就任させたいという提案が会社からありました。そこで、選任の理由につきましては、令和3年4月からの新システムの導入には、先ほども申し上げましたように、7か月が必要であるということで、募集方式による公募にする知見が社内になかったということ、また、現行システムの課題の洗い出しに時間を要するため、既に調査委員としてみやまスマートエネルギー株式会社のシステムを熟知している方であるので選任したいとの報告があったわけでございます。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博議員。

○13番（中島一博君）

こういう重要なことは取締役の承認がなかったら、社長、副社長は全く素人ですよ。経営者でもないし、それはもう市長も部長も素人、経営をしたことがない方が、だからずっと間違ってきているんですよ。分かりますか。私はおかしいと思います、それは。

それは、おたくたちの見解と私は、電気アドバイザーは調査委員会をした方やったら、午前中の牛嶋議員の質問じゃないんですけど、産業建設常任委員会でも副委員長が言われたとおり、この方しかおってなかったのかという話になるわけなんですよ。おかしいですよ、その辺が私は産業建設常任委員会、調査委員会をした方をなぜ電気アドバイザーに契約するのか、再度お願いします。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

先ほど申し上げたとおりでございまして、やはり会社にとって専門家ではないという部分で、契約が本年の3月になる。時間的に7か月の部分、内製化とかコストダウンの業務の効率化をするためには、その熟知している方を選定したいという申出があったということで選定したわけでございます、取締役会で。その中で、先ほども申し上げましたように、本件に関しまして、私としても取締役として選定過程に配慮が足りなかったと、疑念を抱かせたということにつきまして大変申し訳ないと申し上げているわけでございます。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博議員。

○13番（中島一博君）

この電気アドバイザーは市長が調査委員に選任しているんですよ。何も思いませんか市長は。市長が調査委員に電気アドバイザーに任命しているんですよ。この方を何で前社長を辞めさせるための調査委員会を市長が任命したか。幾ら会社が、市長が止めるべきじゃなかったんですか。これは会社が承認せんから、社長で独自にされる問題じゃないですよ。再度お願いします。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

再三前の社長を辞めさせるためというふうに言うておられますけれども、そういう目的で調査委員会をつくったわけではありません。やはり第三セクターとして透明性、健全性があるのかという部分の調査をしていただくということでございまして、その後の件については、私としては、先ほども申し上げておりますとおり、取締役として選定過程に配慮が足りなかったと、疑念を抱かせたことに関して大変申し訳なく思っているわけでございまして、そこはどうぞ御理解いただきたいと思えます。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博議員。

○13番（中島一博君）

市長、市政運営は誰がしてあるんですか。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

私がトップで執行させていただいております。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博議員。

○13番（中島一博君）

市長だけでできる問題じゃないんですよ、市政運営は。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

それはそうです。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博議員。

○13番（中島一博君）

だから、3月議会で、昨日から始まっているんですよ。市長は執行するだけでしょうが、私たち議会が議決せんかったら前に進めないわけなんですよ。これが車の両輪でうまいとこ歯車が回って前に進むんです。今歯車がちょっとずれています、私に言わせると。会社も一緒なんですよ、取締役の筆頭株主が承認せんかったら、多分、社長あたりも、雇われているから全部市長のお伺いを立ててから決めるはずですよ。そういうのが企業ですよ。市も一緒なんですよ。その辺市長が一番分かっていないんじゃないですか。ちょっとお伺いいたします。報告してから会社も全部承認せにゃいかんはずですよ。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

やはり会社のほうからの取締役会での提案でございまして、取締役の一人として私も参加はしておりますけれども、会社のいろんな事情を、先ほども申し上げた内容も含めて時間のないような中での選定、それについて選任をしたいという申出がありましたので、取締役会として賛同したわけですし、私としても賛同しておりますが、選定過程にやはり、先ほども何度も申し上げておりますが、配慮が足りなかったと、疑念を抱かせたことにつきましては、誠に申し訳ないということで申し上げているわけでございます。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博議員。

○13番（中島一博君）

すまないで済む問題じゃないんですよ、今度の場合は。

次に選定結果のあれについてお伺いいたします。

ほかの議員さんにも2月1日配付してあった、この黒塗りについてちょっと今からお伺い

いたしますので。これ持っていますか、市長。需給管理システム、これ誰がこの資料を書かれたんですか、そこをお伺いいたします。需給管理と顧客管理、こう書いてあるじゃないですか、誰が書かれたのか。

○議長（荒巻隆伸君）

坂田環境経済部長。

○環境経済部長（坂田良二君）

この資料はみやまスマートエネルギー株式会社のもので。（発言する者あり）みやまスマートエネルギー株式会社のものでございます。それにマスキングしたのも……（「戦略企画部長か何か、そういう方ですか」と呼ぶ者あり）いえ、これは会社の事務資料でございます、（「これも企画部かな」と呼ぶ者あり）会社のお名前で、みやまスマートエネルギー株式会社で作成した資料だと。（「その中のこうこうあるじゃないですか。後でちょっと調べて、一般質問する前に、どこで誰が、戦略、企画部か電力か、どこでしたのか、ちょっと聞いてから、後で教えてください」と呼ぶ者あり）

○議長（荒巻隆伸君）

中島議員ちょっと、質疑のときにおっしゃってください。ちょっと答弁いいですか。

13番中島一博議員。

○13番（中島一博君）

さっきのは部長、会社のほうに尋ねて、どこが、戦略企画部が書いたのか、電力、幾らある、それをちょっと調べてください。ちょっと時間がないので、時間中にお願いします。

これの中身について聞きますよ。いいですか。課長、いいから聞いてもらっていいです。

その中身について今から聞きます。黒塗りしてあっちゃないですか。この黒塗りしてあるのは秘密事項のどこに当たるんですか。何条に当たるんですか。

○議長（荒巻隆伸君）

坂田環境経済部長。

○環境経済部長（坂田良二君）

このマスキングもみやまスマートエネルギー株式会社のほうで行ったものでございますけれども、秘密保持契約書の第2条の秘密に当たるということで解釈いたしています。また、秘密保持契約書の第7条で第三者への開示の禁止ということが書かれておりまして、こういったことで秘密に当たって第三者の開示はしないということの解釈を私どもはいたしてお

ります。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博議員。

○13番（中島一博君）

そうしたら、これの黒塗りしてある2番目、3番目を伺います。初期費用、左から3,750千円、3,000千円、クエスチョンマークプラスのアルファ、次のクエスチョンマーク、これはどういう意味ですか。改ざんしてあるとじゃないとですか。普通、参加業者では初期費用何百万円て書くでしょうもん。これクエスチョンマーク、これ何ですか、それをお伺いします。

○議長（荒巻隆伸君）

坂田環境経済部長。

○環境経済部長（坂田良二君）

みやまスマートエネルギー株式会社が作った資料でございます、私どものほうで内容の詳細は把握できておりません。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博議員。

○13番（中島一博君）

こういう資料の出し方ありますか。それと、導入実績、片一方は12社、80社以上クエスチョン、80社以上クエスチョン、これも改ざんですよ。参加した業者が自分ところ導入にして、こっちはK社じゃなかですか。落札12社と、ほとんど80社なら80社て書きますよ、私はこっちの参加業者、何で80社以上のクエスチョンですか。これ改ざんじゃないですか。これも会社に聞いてください。時間がないから次行きます。これはっきりさせにやいかんですよ。

それと、金額も合っているのか、いいですか、この金額、この2つのどっちかがPHDですよ。この初期費用とか、この辺が合っているのかとか、その辺も確認して、あと20分しかないから急いでください。

それと、稟議書、稟議書があると思います。

○議長（荒巻隆伸君）

中島議員ちょっと、先ほどの執行部に20分の間というふうな、ちょっとどうかと思いますので。（「それは分かると思います。みやまスマートエネルギー株式会社が出してるとでしようもん」と呼ぶ者あり）

先ほど部長の答弁のように、その資料は会社が作ったということでございますので、会社に、じゃ確認は今からしてはいただきますが、20分以内にできるかどうかはちょっと別問題ということで。（「すぐ出るはずですよ」と呼ぶ者あり）一応確認はさせていただきます。

13番中島一博議員。

**○13番（中島一博君）**

稟議書、分かりますか、稟議書。皆さん持ってあると思います。これは8月21日に稟議書、これは重要な事項だと思いますよ。市長もこれ取締役で承認してあるでしょう。これ承認しなかったら決裁できませんよ。どうですか。取締役で承認を受けんと決裁できないと思います。

**○議長（荒巻隆伸君）**

松嶋市長。

**○市長（松嶋盛人君）**

これは取締役会でなくて、社長のほうで決裁をしたと思います。

以上です。

**○議長（荒巻隆伸君）**

13番中島一博議員。

**○13番（中島一博君）**

これは重要なことですよ。これは業者が、PHDが今まで需給管理、顧客管理もしていたんですよ。これ取締役で承認せんかったら、これ重要な問題で、取締役が承認せんかったら通りますか。それおかしいですよ、市長。

**○議長（荒巻隆伸君）**

松嶋市長。

**○市長（松嶋盛人君）**

あくまでも会社経営は社長に一任しております。ですから、この決裁については社長が行ったというふうに理解しております。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博議員。

○13番（中島一博君）

市長、市長は今まで取締役会に前社長、あの辺、取締役がおって、全部何でも出せて、全部今まで言ってきたてあるですよ。私はそういう情報をもらったんですよ。市長が取締役で、役所と同じような契約全部して、全部出さないという取締役、再三言われておりましたと、そういう話を聞いてきとります。それ取締役でこういう、今までのPHDから4月から変わるんですよ。こういう重要、何で社長、2人で、取締役、報告も、承認も何もないとですか。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

報告事項として決まった事項の報告はございました。

以上です。（「確認してあるんでしょう。見てないとですか」「稟議書自体は見てないです」と呼ぶ者あり）

○議長（荒巻隆伸君）

宮寄副市長。

○副市長（宮寄敬介君）

先ほどの件にお答えします。

需給管理の会社が決まったということは取締役会のほうで報告がありましたが、その稟議書の写しとかいうのはですね、多分社内で決裁取った過程でございますので、それについて何か写しが提出されたとかいうことはちょっとございません。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博議員。

○13番（中島一博君）

これもですね、戦略企画部の部長かなんか、この方がこうして、そして、社長、副社長決裁までしてある。これ間違っています。これも改ざんですよ。部長分かりませんか。これは間違い言うたら間違い、これはもう完全に改ざんと私は、もう字が違ってるもん。はっきり言っていいですか。部長分かりませんか。

○議長（荒巻隆伸君）

大丈夫ですか、答弁。坂田環境経済部長。

○環境経済部長（坂田良二君）

資料を見させていただいて、誤字があることは分かります。誤字があるようでございます。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博議員。

○13番（中島一博君）

でしょう。改ざんじゃないですか。

あのですね、もう大体分かりましたでしょう。金額の初期導入費、月額、需給管理システム37,500千円、それと月額が475千円、そして電力のC I S 69,610千円、月額が186千円……

○議長（荒巻隆伸君）

ちょっと中島議員。傍聴席すみません。傍聴席静かにお願いします。どうぞ。中島一博議員。

○13番（中島一博君）

これも改ざんでしょうもん。間違っただで済む問題じゃないですよ。これはここの、さっき見せた、ここの初期、これ3,750千円なんですよ。これ37,500千円になっております。それと、ここの顧客管理、これが6,961千円かな、69,610千円になっております。これは稟議書で社長も副社長も確認して押してある。これも8月ですよ。おかしいでしょうが。

市長、だけん市長は確認してないですかと聞いたのはそこなんですよ。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

これは桁が間違っているようでございますね。

以上です。（「間違っただで済む問題じゃなかでしようもん。この稟議書で、社長も副社長も」と呼ぶ者あり）

○議長（荒巻隆伸君）

中島議員、質問どうぞ。

○13番（中島一博君）

それもちょうと調べとってください。次に進みます。

9月時点で小売電気アドバイザーが落札業者の取締役と分かったということなんですけど、

その時点で、1月29日の委員会で坂田部長は契約しますと、私が、私の考えで、分かった時点で何で契約をやめなかったのか、その辺を市長伺います。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

今の質問ですが、今回のみやまスマートエネルギー株式会社のシステム選定につきまして、同社の顧問弁護士に確認をして法律上問題はありませんと、そういう状況の中で契約解除をすると業務委託契約書の規定上損害賠償を行う必要があるということですね。（発言する者あり）そういうことで契約を行っているわけでございます。何しろ期間がなかったというのがあるわけでございます。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博議員。

○13番（中島一博君）

これ全くおかしいですよ。小売電気アドバイザーは調査委員の期間中に取締役になっているんですよ。令和元年6月21日就任、7月17日登記、平成31年2月から始まっているじゃないですか。その年の令和元年6月に取締役に就任しているんですよ。それは落札業者も知ってあるはずですよ。それで新聞にも書いてあったんですが、発注者と受注者と同一人物がいるのはおかしいということなんです。分かりやすく言ったら、市長、学校の先生でしょうが、学校の先生が問題集を作って、5人の方が受験したと、学校の先生の身内の方が合格した、これは裏口、これは犯罪になるんですよ、それと一緒になんです。それはどう思いますか、分かりやすく言ったんですよ。試験問題を書いた先生が、5人の方が受験して、その先生の身内が合格したら、これは裏口入学です。これは犯罪になります。これは法的、これは全く一緒なんです。発注者と受注者、分かりますか。市長、法的問題、私は法的に問題があると思います。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

アドバイザーが関与した部分は、主にみやまスマートエネルギー株式会社の要望が全ての提案事業者に正確に伝わる仕様書になっているかという点をチェックすることが主立ったと

ということで、提案募集方式による公募について社内にノウハウがなかったためですし、私は関与していないということで捉えておるわけでございますので、それは不正にはつながらないと私は考えております。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博議員。

○13番（中島一博君）

そしたら、電気アドバイザーのこの業務委託契約書、坂田部長持ってありますか。1条の(1)項を読んでください。市長でもいいですよ。

○議長（荒巻隆伸君）

中島議員、時間がかかりますが、いいですか。

13番中島一博議員。

○13番（中島一博君）

私が言いますか。電力C I S、需給管理システム、R F Pの作成、ベンダー選定支援、これを電気アドバイザーは契約してあるんですよ。需給管理システムのR F Pの作成で書いてあるじゃないですか。関係してなくて、作成で書いてあるですよ。これも2020年7月末から2020年8月末、需給管理の提案書に作成までこれ載っているんですよ、業務委託で。市長うそ言っているんじゃないですか。こげん契約に載ってますよ。全くうそでしょうが。市長どうですか。書いてあるですよ、ここに。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

私ほうそを言っているつもりはございませんが、これは会社のほうでそのように契約を取っているものでございますので、私ほうそはついておりません。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博議員。

○13番（中島一博君）

市長は監督不行き届き、善管注意義務違反と言ったでしょうが、それ物すごく責任ありますよ。知らないとか、ここに書いてあるじゃないですか。

それとちょっと急ぎますけど、12月14日、産業建設常任委員会を開いて、その1週間後に

辞任が出されたと思います。市長と私のちょっと話ですけど、私が頼む場合は市長のところに行きます。市長が私に何か頼むんやったら私のところに伺いませんか。意味分かりましたか。私が何か市長と私の関係でですね、私が市長のほうに何かお願いする場合は市長のほうに伺います。市長が私のほうに何かお願いやったら私のほうに伺いませんかと聞いたんです。例えて聞いているんです。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

そういう場合もあると思います。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博議員。

○13番（中島一博君）

何で聞いたかというのは、1月29日と2月1日、私は市長のほうに確認に行ったんですよ。空港で辞表を受けたと、向こうから辞任してあるなら、向こうからこっちの福岡空港か佐賀空港に見えると思いますよ。だけど、12月21日、朝一番で、12時30分に羽田空港に行ったらしいです、副社長と出向社員と2人で。こっちからお願いに行つてあつとやないですか。12月14日、私が指摘したりこうこうしたのは、市長と部課長しか知りませんよ、何で1週間後に副社長と出向社員が2人で羽田空港まで行くんですか。市長からこっち辞めてもらうようにお願いに行つたんじゃないんですか。普通頼むほうが行くんですよ。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

昨年12月14日の産業建設常任委員会でみやまスマートエネルギー株式会社のシステム選定において法的に問題がないかと問われました。その後、みやまスマートエネルギー株式会社が状況説明とアドバイザーの役割の再確認のため12月21日に会われたものと聞いておるわけでございます。

私はこの行かれた方が、行くとかどうか全く存じ上げておりません。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博議員。

○13番（中島一博君）

4時までせにゃいかんですね、ちょっと時間がない。

それと、これは向こうから言われてあるなら損害賠償するんでしょう、してください。ちゃんとここに、後ろに書いてあるからですね。1年、これは契約でしょうが。ちゃんと損害賠償してくださいよ。

それと、ちょっと一番大事な。坂田部長が来てあるので、市長のほうにはすぐ報告は言っていたんですが、私は2月10日の日にうちの家内とさくらテラスにランチを食べに行くようにしておったんですが、家の駐車場から電話したら、さくらテラスは全く出ません。それと、うちの家内んとで電話すると出るんですよ。ああ着信拒否かなんかされているのかなと思って、矢部川沿いで車の中から電話する、何回しても出ません。さくらテラスに行って、うちのやつから電話したらすぐ出るんですよ。そして、女性の方に、あなた証人になってくれていいねて、私がしたら出ないわけなんです。完全に着信拒否です。女の子にこう言ったら、すぐ私のもかかった。それで、坂田部長に来てもらって、そして、社長、副社長、着信拒否しておりましたということです。何か私が悪いことしよるのかなと、みやまスマートエネルギー株式会社も両方ですね、誰の指示で着信拒否をされたのか、それと何の目的で私を、それと、いつから着信拒否して、いつまで、2月10日で終わったと思います。その3点お願いします。

○議長（荒巻隆伸君）

ちょっと通告の質問からすると少しずれておるようでございますけど（「スマートエネルギー株式会社の関係だから聞いておるんですよ」と呼ぶ者あり）関連もありそうなので、答弁できますか、今の。（「坂田部長にちゃんと言っております」と呼ぶ者あり）

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

中島議員さんからその件については坂田部長のほうに依頼があったということで、私のほうも調査をしてもらうということで報告を受けました。みやまスマートエネルギー株式会社の電話に中島議員さんの電話を着信拒否の設定が行われていたという件につきまして報告を受けております。電話に着信拒否の設定が行われたのは、本年2月5日で、事態が判明した2月10日まで計6日間設定が続いたということでございます。数名の社員が関わっていたと

ということで、みやまスマートエネルギー株式会社で詳しい聞き取り調査などを行い、2月22日に開催された取締役会で報告があり、対応を協議いたしました。その行為に至った経緯は、みやまスマートエネルギー株式会社を取り巻く一連の報道などで職員が動転してしまったということで、誰かの指示で行ったというものではありませんでした。関わった社員に対しては、口頭による嚴重注意を行い、反省を促すとともに、今後外部講師による接遇研修を実施することで再発防止に努めることにしているということでございます。今回の行為は、第三セクターとしてあってはならないことだと、大変申し訳なく思っております。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博議員。

○13番（中島一博君）

まとめて言います。私は侮辱された、一等酒も一時飲めませんでした、気が弱いもんで。

それと、私はこの契約は解除してやり直した方がいいと思います。もう需給管理は半年か1年先延ばして、公正な透明性のある入札を行うべきだと思います。それはまた産業建設常任委員会で協議して、提言書を議会中に出したいとも考えております。

それと、施政方針、方針転換は市長がやってあると思います。2月15日までに、坂田部長2月までの月別の売上げを出してください。私は多分赤字だと思います。市長が方針転換して、去年までは2,472,000千円で144,000千円売上げです。市長が方針転換してから売上げ1,781,000千円に下方修正して、純利益が27,000千円なんですよ、多分赤字だと思います。そういったとき、私はこの方針転換は失敗だと思っております。

それと、提案依頼書があったと思いますが、この提案依頼書にエリアを拡大すると書いてあるんですよ。それも-〔発議〕-と、それももう一つも落札業者に落ちるような提案依頼書を書いてあります。ちょっともう時間がないので、その辺市長、最後の答弁してください。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

中島議員さんがおっしゃったことは一切ないと信じております。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博議員。

**○13番（中島一博君）**

ちょっとになってない、今の。方針転換は失敗じゃなかったんですかて私は言っているんですよ。どうですか。私は失敗と思いますけど。

**○議長（荒巻隆伸君）**

松嶋市長。

**○市長（松嶋盛人君）**

地産地消のこの地域を進めていく、最初の基本、エネルギーの地産地消、地元で、この地域で、九州でやっていくということの方針は間違いではなかったとっております。あくまでも全国展開とか、そういう部分だと大きなリスクを伴いますので、方針転換は間違いなかったと私は考えております。

以上です。（「もう一問、提案依頼書にエリアを拡大すると書いてある、全国展開に。それ答弁を。1か月で方針転換でまた変わるとるんですよ。部長に聞いてんですか」と呼ぶ者あり）

**○議長（荒巻隆伸君）**

質問時間が過ぎておりますけど。（発言する者あり）確認します。（「提案依頼書に書いてあるじゃないですか。（発言する者あり）5ページに書いてあつてでしょうが。1か月で方針転換になつとるんですよ、市長。6月の横尾社長が替わった後に、提案依頼書に書いてある。それはどうですかと言っているんですよ」と呼ぶ者あり）

13番中島議員の質問は終わっておりますが、答弁がもう一つできていないということでございますので、その答弁まで受けて終わりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

よろしいですか、答弁。（「5ページに書いてあつてでしょう。バランスグループのどのこの書いてあつじゃないですか。エリアを拡大するて書いてありますよ」と呼ぶ者あり）

まだですか、ちょっと答弁が間に合っていないので、先ほどの中島議員の質問の途中で、みやまスマートエネルギーの会社のほうにお尋ねをしますということで古田課長が戻っておりますので、その報告をまず先にさせていただきます。古田エネルギー政策課長。

**○エネルギー政策課長（古田 稔君）**

先ほど電力小売業務システムの選定につきまして資料の確認でございますけれども、会社のほうではもうちょっと確認が必要ということで時間がかかるということでございましたので、

そういう報告で御了承いただきたいと思います。

○議長（荒巻隆伸君）

今、古田課長の今の報告は時間を下さいということでございますので、また分かり次第報告をするということでよろしいですかね。

それからもう一つ、先ほどの積み残しの答弁を行ってください。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

会社のほうにどういった趣旨か確認をさせてください。

以上です。（「ここに書いてあるじゃないですか、提案依頼書に」と呼ぶ者あり）

だから、確認をさせてください。

○議長（荒巻隆伸君）

中島議員、もうちょっと質問時間は終わっておりますので。（「読んでくれんですか、何て書いてあるか。下2行でいいですよ。書いてあるじゃないですか。いやいや、読んでくれんですか、市長は」と呼ぶ者あり）

手元にあるんですか。松嶋市長の手元に、同じものが。（「提案依頼書持ってあるでしょ、それを答弁、だから、これを聞いているんですよ。1か月で方針転換してあるじゃないですか」と呼ぶ者あり）

よろしいですか。答弁お願いします。宮寄副市長。

○副市長（宮寄敬介君）

恐らくこの需給管理の分で会社のほうが作られた提案依頼書を見ておっしゃってあると思いますが、ちょっと会社のほうでどういう趣旨でこういうバランスグループの形成とかという形で仕様書の中に入れていたのか、その辺は何かしら考えがあって提案を求めたんだと思いますので、そこについてはちょっと会社のほうにどういう趣旨で需給管理の提案依頼書のほうにそういう文言を入れたのか、それをちょっと会社のほうに確認をさせていただいて、また中島議員のほうに御報告させていただければと思います。（「委員会のほうにまた市長の出席を求めますので、そのときいいです」と呼ぶ者あり）

○議長（荒巻隆伸君）

よろしいですか。お疲れさまでした。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

なお、次の本会議は3月4日となっておりますので、御承知おきます。

午後3時36分 散会